

日本型企业中心社会の構造

福 田 泰 雄

はしがき

西欧先進国に追い付け、追い越せという明治維新以来、現在に至るキャッチアップ型の日本経済・社会のあり方が、今日国の内外から問われている。国内にあっては、国民は真の豊かさを感じないという。また、国際社会にあって、日本は、自動車を初めとする大量の工業製品の輸出により、相手国に貿易赤字、失業を輸出する国として経済摩擦批判の対象となっている。もっとも、この対外経済摩擦は、国民生活の質の向上を後回し、犠牲にして、企業成長・資本蓄積を「効率的」に押し進め、輸出競争力、そして国内市場の吸収力を大きく超える過剰生産能力を積み上げてきた結果である。

日本は、1968年には世界第2のGNP大国となり、その後も世界経済に占める比重を高めてきた。1985年のプラザ合意以降、円高作用も加わり1人当たり国民所得は、スイス、北歐三国と並ぶ世界のトップクラス水準に達する。また、日本は、アメリカ、ドイツに次ぐ世界第3の輸出大国であり、1985年にはイギリスを抜いて世界第1の対外純資産国となる。しかし、その一方で国民は、そうした経済力に見合った生活の豊かさを感じな

いと訴える。もっともなことである。某財界人は、「日本の賃金は世界一です」（1992年3月）と主張する。しかし、それは、企業が負担する法定福利費等の労働費用を除く、賃金・俸給についての話であり、また世界の市場を念頭においた賃金コストについての話である。消費者の立場からすれば、内外価格差に示される割高の物価構造の下で、実質的な購買力から判断される賃金が果して世界一か、大きな疑問が残る。実際、購買力平価で評価した時間当たり賃金は、1993年現在（1ドル=111円）では、アメリカ、旧西ドイツと肩を並べるに至るも、1988年（1ドル=128円）のデータでみると、アメリカの賃金は日本の約1.5倍、旧西ドイツのそれは日本の1.2倍であり、これまで主要先進国は、日本の実質賃金水準を確実に上回ってきたのである。

また、日本の労働者は、なによりも時間的余裕を欠く。日本の労働者は、アメリカ、イギリスの労働者に比べ、年間で200時間も長く、フランス、ドイツの労働者に比べれば、500時間も長く働く。しかも、この格差は、賃金が支払われた労働時間についてであり、わが国独特のサービス残業を考慮に入れると、年間労働時間の差はさらに数百時間広がる。停年でこの長時間労働の会社生活を終えたとしても、保健サービス、医療サービス、家賃補助を含む居住サービス、これら3サービスを組み込んだ総合的老人ケアシステムは、日本には存在せず、要介護となれば、粗大ゴミ扱いというケースもけっしてまれなことではない。こうした賃金分配、内外価格差、労働時間、社会保障問題以上に解決困難で深刻な状況にあるのが住宅・都市問題である。かのエリツィン大統領は、来日時ヘリコプターで東京を上空から視察した際、この国の国民の生活は意外に貧しいとの印象を残しているが、この言葉は、首都圏を中心とする住宅・都市環境の貧困な状況、そして国の経済力と国民生活水準との間のギャップの大きさを的確、かつ率直に表現するものである。

こうした経済大国と国民生活の間の大きなギャップは、その中味に一步踏み込めば、それは実は、企業の力・富の蓄積と労働者の力・富の蓄積の間のギャップに他ならないことがわかる。国民が真の豊かさを感じない、その根拠は、資本と労働者の間への経済成長の成果配分の問題、すなわち成果配分のアンバランスにある。この成果配分のアンバランスは、わが国の経済・社会がいわゆる「企業中心社会」（第13次国民生活審議会総合政策部会『個人生活優先社会をめざして』1991年、1頁）であることの反映であり、その結果である。しかし、問題は、成果配分のバランスを回復すべく、どのようにして企業中心社会から生活優先社会への転換を実現するのかである。第13次国民生活審議会報告に先立つ新前川リポート（1987年）においても、経済成長の成果を生活の質の向上に反映させるべく経済構造調整の促進が説かれている。しかし、その構造調整の具体的内容、調整をどう実現するのか、明確な提言を欠く。先の第13次国民生活審議会答申、および閣議決定を受けた「生活大国五ヶ年計画」（1992年）においても、個人生活の充実なり、生活大国の目標はそれなりに明確にうちだされてはいる。ところが、そうした目標実現のための方策となると、従来の政策の繰り返しに留まり、目標実現へ向けた展望が示されているとはいえないのである。

個人生活優先社会実現のための明確な展望を示さない原因は、日本の社会を「企業中心社会」とする把握が未だ漠然とした直感把握にすぎないからである。本書の課題は、この企業中心社会としての日本の経済・社会の構造、日本の経済・社会を企業中心に成り立たしめている仕組みを分析、解明し、もって個人生活優先社会実現のための鍵がどこにあるのかを明らかにすることである。資本主義的市場経済にあっては、市民生活の物質的基礎は企業活動によって生み出され、保証される。しかしまた、企業の利益と市民生活の豊かさとは必ずしも一体のものではなく、両者互いに対

立・矛盾する側面をあわせもつ。それゆえ、企業・資本の論理と労働者・市民生活の論理との間にはそれなりの力のバランスを必要とする。わが国では、この力のバランスが大きく崩れている。日本型企业中心社会とは、経営（労働過程）、市場、国家（政治、行政、司法）の三つの場において、大手独占企業を軸とする企業・資本の論理が市民生活の論理に優先する社会であり、本書の分析のポイントは、この企業の論理優先の根拠、仕組みの解明にある。

われわれは、また企業中心社会の批判的分析を通して、現代独占資本主義国家、日本の階級分析が可能となると考える。企業中心社会の解明は、企業経営、市場、国家の三つの場における、そしてこの三層構造を介した大手独占資本を頂点とする資本＝企業による労働者・市民の管理・支配構造を明らかにすることだからである。日本型経済システムの特徴として、政・官・財のトライアングルとか、市場取引に対比される相対型長期信認関係、あるいは生産第一主義という指摘がしばしばなされる。生産第一主義とは、結局、大手企業＝資本の論理優先の社会であり、また政・官・財のトライアングル、相対型長期信認関係とは、そうした大手資本による管理・支配を支え、生産された富を自分たちに有利な形で分け合うカルテル組織に他ならないのである。

第一章 企業中心社会と成果配分

はじめに

日本の権力、支配構造をすどく分析し、日本国民に暖かいメッセージを送るカレル・ヴェン・ウォルフレンは、日本の経済・社会システムを「巨大な生産マシーン¹⁾」と特徴づける。ここで生産の組織主体は企業であり、企業は、利潤追究を目的として生産活動を行う。それゆえ、体制全体

が巨大な生産マシーン化した社会とは、いい換えれば、資本の論理を中心に組み立てられた企業中心社会である。本章の課題は、企業中心社会における所得、富の配分の特徴、つまり資本と労働の間の成果配分の特徴を明らかにすることである。各体制の特徴・本質は、成果配分という結果に必ず現れる。結果が体制の本質を的確に表す。それゆえ、本章では次章以下での企業中心社会の構造、仕組みの分析に先立ち、その結果から企業中心社会の本質に迫る。

また、この成果配分の明確化により、国民が真の豊かさを感じないとする事の根拠が実は、一方の資本と他方の労働（広くいえば国民生活）の間への成果配分のアンバランス、この西欧先進諸国では類をみないアンバランスにあることが明らかとなろう。以下、第一節において、戦後経済成長の企業サイドへの成果配分を、第二～第四節において、労働者・国民生活サイドへの成果配分を国際比較観点から分析し、もって成果配分の歪み、アンバランスの実態に迫る。

一 GNP 大国化と企業成長

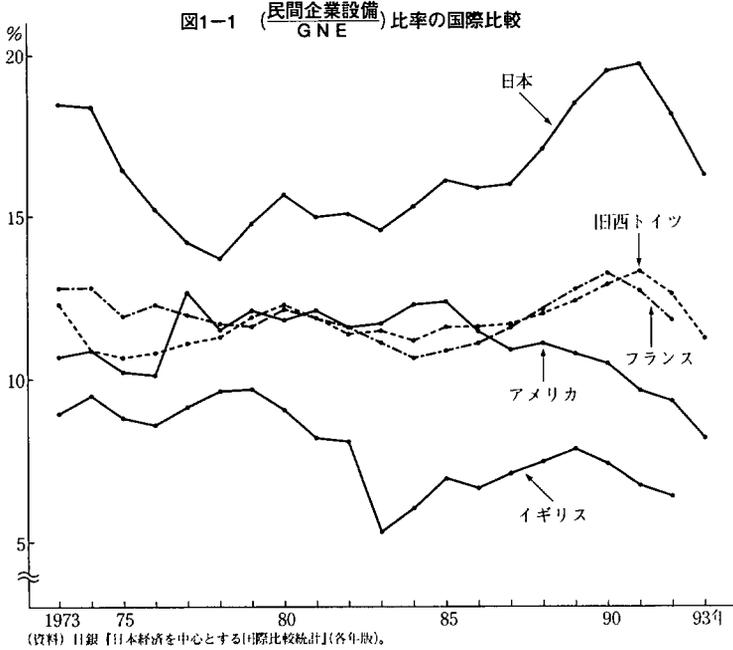
戦後、日本経済は、朝鮮戦争特需に支えられた敗戦復興後、1960年代実質GNP成長率が10%を超える高度経済成長を遂げ、1973年第1次オイルショック後にあっても、平成不況を迎える1990年度まで、実質年率3~6%と、他の先進資本主義国に比べれば相対的に高い経済成長率を維持してきた。この間、日本は1968年には、早くもアメリカに次ぐ世界第2のGNP大国となる。ただ、1968年当時においては、世界第2位といっても、第1位のアメリカとの格差は大きく、アメリカのGNP 8,657億ドルに対し、日本のGNPは1,428億ドルでアメリカの16%にしかすぎなかった。しかし、その25年後1993年時点では、アメリカのGNP 6兆3,779億ドル、日本のGNP 4兆2,155億ドルであり、その間の円の対ドルレート上

昇効果もあって、日本のGNP規模はアメリカの66%に至るまで格差を縮めた。1993年現在で、日本とアメリカ以外の他の主要先進資本主義国とを比較すると、旧西ドイツのGNPは1兆7,129億ドルで日本の40.6%、フランスは1兆2,517億ドルで日本の29.7%、イギリスは9,394億ドルで日本の22.0%、イタリアは9,914億ドルで日本の23.1%であり、日本との開きは日米間格差以上に大きい²⁾。

GNP大国化は同時に国際市場における日本のプレゼンスの高まりである。日本はアメリカ、ドイツに次ぐ世界第3の輸出大国であり、世界の輸出額の9.0%（1992年）を占める（同年アメリカのシェアは11.9%、ドイツのシェアは11.2%³⁾）。また、輸入面では、アメリカ（世界の輸入額に占めるシェア14.7%）、ドイツ（10.7%）フランス（6.3%）、日本（6.2%）と世界第4位の水準にある（シェアは1992年の数値⁴⁾）。そして、この輸出と輸入のシェア格差は、貿易黒字を意味し、日本はGNP大国化の過程で、1960年代後半には貿易収支を黒字基調とし、以後その規模を拡大してきた。貿易黒字は1976年度には111億ドルと100億ドル水準にのり、10年後の1986年度には、1,016億ドルと1,000億ドルを超える⁵⁾。

貿易収支黒字の急速な拡大は、経常収支黒字の急速な拡大をもたらし、またそのことによって日本の対外純資産を拡大してきた。1992年に日本はドイツを抜き、世界第1の対外純資産国となる。ちなみに、1992年のG7の対外純資産の状況は、日本5,136億ドル、ドイツ2,903億ドル、イギリス408億ドル、フランス（-）745億ドル、イタリア（-）1,179億ドル、カナダ（-）2,370億ドル、アメリカ（-）6,115億ドルである。貿易収支の急速な黒字幅拡大をもたらした輸出拡大は、他方でまた輸出市場確保の重要性および現地進出の採算性を高め、海外への直接投資を拡大することになる。フローベースでは、1989年～1991年にかけて、日本は世界第1の海外直接投資国であり、ストック（残高）ベースでも、1992年

日本型企业中心社会の構造



には、2,481 億ドルに達し、アメリカ (7,763 億ドル) に次ぐ世界第2の直接投資国となる。⁶⁾

経常収支黒字の拡大、海外直接投資の拡大は、国際金融市場においても日本のプレゼンスを高めた。日本の銀行は、国際銀行資産 (外国向けの貸出し、外国からの債券購入、国内企業への外貨建貸出し etc.) を 1985 年の 7,070 億ドルから 1993 年末には 2.4 倍化して 1兆 6,834 億ドルとする。その結果、日本の銀行の国際銀行資産全体に占めるシェアは 26.9% (世界第1位) となる。また、ユーロ債等、海外の証券市場における国際債 (International Bond) 発行額についても日本は大きな比重を占め、1990 年についてみれば、日本の国際債発行額は 579 億ドル (シェア 24.0%) で、これは 2 位イギリスの 232 億ドル (シェア 9.6%) を 2 倍以上上回る。残

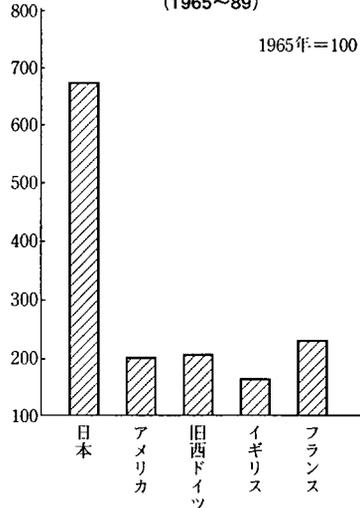
高でもシェア14.8%（1995年3月）で世界第1位にある⁷⁾。

この日本のGNP大国化は、旺盛な民間企業の設備投資の産物である。いいかえれば、企業資本ストックの急速な拡大、これがGNP大国化の核心部分を形成する。1960年代の高度成長期、民間企業設備投資がGNP（=GNE）に占める比率は再三にわたって20%ラインを超えた。オイルショック以降、当該比率は総じて2~3%の低下をみるが、それでも他の先進資本主義国と比較すれば、日本との格差はやはり大

きく、日本は一貫して国際的にきわめて高い民間企業設備投資対GNE・比率を維持してきたのである（図1-1）。図1-1によると、オイルショック以降、アメリカ、ドイツ、フランスでは、GNEに占める民間企業設備投資の比率は、最も高い年で13%ラインを上回るかどうかという水準で推移するのに対し、日本ではこの間、最低ラインが15%であり、他の主要国との格差は大きい年で5%を超える。イギリスの場合さらに低く、1973年以降、民間企業設備投資の対GNE比率は10%ラインに達しない。

この国民総支出に占める高い投資比率が、資本ストックの高い伸び率が可能としたのである。図1-2は、製造業と、農業を除く第1次産業の粗資本ストックが1965~89年の24年間にどの程度増加したのか、1965年の粗資本ストックを100としてその増加倍率を先進5ヶ国についてみたもの

図1-2 (粗)資本ストック伸び率の国際比較 (1965~89)

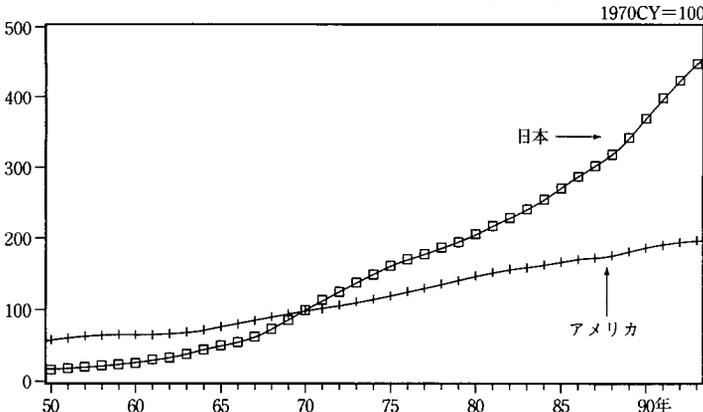


(資料) OECD *Flows and Stocks of Fixed Capital 1964-1989*
OECD *Flows and Stocks of Fixed Capital 1967-1992*

日本型企業中心社会の構造

である。その図1-2は、日本の粗資本ストックの増加倍率が先進5ヶ国のなかでとび抜けて高いことを示す。アメリカ、旧西ドイツの粗資本ストック増加倍率が約2倍、フランスの増加倍率が約2.3倍、イギリスのそれが約1.7倍のところ、日本のみが約6.7倍の増加を達成したのである。図1-2で基準年とした1965年は、日本が自由経済世界第2のGNP大国となった1968年の3年前であり、日本の粗資本ストックの増加倍率の高さは、日本の企業がGNP大国化した後も引き続き生産能力の拡大をハイスピードで行ってきたことを示す。そこで、製造業について、その粗資本ストック（生産能力）の増加の推移（1955-93年）を日米比較として示したのが図1-3である。図1-3は、1960年以降日本の粗資本ストック増加率が、ほぼ一貫してアメリカの粗資本ストック増加率を上回り、日本がアメリカとの生産能力格差を急速に縮めてきたことを示す。1970-93年の間に、アメリカの製造業が生産能力を2倍化する一方、日本の製造業はその生産能力を4.5倍に拡大したのである。

図1-3 粗資本ストック成長の日米比較（製造業）



(資料) 経済企画庁「長期経済推計 民間企業資本ストック-昭和60年基準- (昭和30-昭和45年)」(1992年)。
 同「昭和60年基準 民間企業資本ストック年報-昭和45-平成3年度-」(1993年)。
 同「季刊 国民経済計算」第102号、1994年。

U S Department of Commerce, *Fixed Reproducible Tangible Wealth in the United States 1925-89*, 1993
 Do, *Survey of Current Business*, Aug 1994.

民間企業の粗資本ストックの急成長は、日本企業の世界市場におけるシェアを急速に拡大した。製造業についていくつか事例を挙げると、鉄鋼は、高度成長開始の1955年から1970年にかけて、世界生産量に占めるシェアを3.5%（世界第8位）から16%（世界第3位）に、テレビは、1955年からわずか5年間で、シェアを1.2%から21.5%に拡大した。自動車は、1955年のシェアわずか0.2%から、1980年にはシェア24.2%（世界第1位）、1990年には28.5%へと100倍を超えるシェア拡大を達成する。コンピューター機器の基本要素であり、今日産業の^{こめ}米といわれる半導体は、1970年半ば以降90年にかけて、そのシェアを28%から39%へと拡大した（IBM、AT & T等の自社生産・自社内消費を除く）。

こうした資本ストックの^{ばい}倍、^{ばい}倍化、世界生産量に占めるシェア拡大を通して日本の大手企業は世界的企業へと成長、展開を遂げる。GNP成長は、企業にとってみれば、成長のための好条件となるが、そうしたビジネスチャンスをまづもって確実に手にしたのが大手独占企業であった。いま、その大手独占企業の世界的企業への躍進ぶりをFortun誌で追うと、1961年時点では、収入（revenue）でみた非金融・サービス世界最大100社に顔を出す日本の企業は、日立（70位）、八幡製鉄（92位）の2社にすぎない⁸⁾。この最大100社のうちアメリカ企業が70社、イギリス企業が9社、ドイツ企業が11社であり、世界的大企業はアメリカの企業、それに続く西ヨーロッパの企業であった。10年後の1971年、日本企業は8社が世界のトップ100入りする。新日本製鉄（24位）、日立（29位）、トヨタ自動車（49位）、松下電器（50位）、三菱重工業（52位）、日産自動車（59位）、東芝（64位）、日本鋼管（92位）の8社である⁹⁾。さらに10年後の1981年、リーディングセクターの交替に伴う企業順位の入替えを含みつつも、トップ100にはやはり8社が顔を出す。その時の8社は、トヨタ自動車（36位）、日産自動車（37位）、新日本製鉄（42位）、日立（44位）、松下電器

(45位)、三菱重工業(51位)、出光興産(70位)、東芝(81位)¹⁰⁾である。

1971年時、1981年時、共に世界トップ100入りする日本企業は8社で変わらない。しかし、1970年代、日本の大手独占企業は西ヨーロッパの大手独占企業と互角、あるいはそれ以上の規模ランクの地位を確立したのである。1971年時、アメリカ企業以外の世界最大200社の国別構成は、日本51社、イギリス46社、旧西ドイツ26社、フランス21社であり、日本の大手独占企業がその規模において西ヨーロッパ独占企業と互角、あるいはそれ以上の水準に達したことが窺える。1981年の国別ランキング(アメリカ企業以外の世界最大200社)でも、日本39社、イギリス36社、ドイツ31社、フランス22社と、イギリス企業とドイツ企業の格差縮小を伴いつつも、日本の大手企業がヨーロッパ企業をリードする傾向にあることが窺える。

1980年代についても、日本の大手企業の世界的企業への躍進ぶりが目立つ。1995年の全産業世界最大上位100社ランキングでは、日本41社、アメリカ23社、ドイツ12社、フランス11社、イタリア3社、イギリス1社であり、上位500社では、アメリカ151社、日本149社、ドイツ44社、フランス40社、イギリス33社、イタリア11社¹¹⁾である。日本の大手企業のアメリカ大手企業への急追ぶりが窺える。

また、The Banker誌は、毎年世界の銀行の資産(assets)ランキングを発表するが、その1995年ランキングによると、日本の銀行は、世界上位10行のうち第1位から第6位まで上位6行を占める。上位100行の国別銀行数では、日本26行、アメリカ18行、ドイツ9行、フランス8行、イタリア7行、イギリス5行と続き、日本の場合都銀を初め、地銀上位計26行が世界トップ100入りを果たす¹²⁾。先に、日本の銀行は、国際銀行資産の26.8%(1993年末残高)と、世界第1位のシェアを占めることを指摘したが、この数値は、日本の大手銀行がクロスボーダー取引においても

高いシェアを占めることを示す。¹³⁾

ちなみに、先に、日本の大手メーカー企業は、資本ストック・生産能力のハイテンポでの拡大を基礎に世界市場でのシェアを拡大し、世界的企業へと発展を遂げたことを指摘したが、都銀を初め上位地銀を含む大手銀行、あるいは証券をも含めた大手金融機関の世界的企業へのこれまでの展開についても、詰まるところその基礎は生産資本ストックの高い蓄積率にある。1980年代の邦銀の国際プレゼンス上昇の具体的背景として、①日本経済の良好なパフォーマンス、②製造業を中心とする日本企業の海外進出、③プラザ合意以降の円高による円資産価値の高まり、④株式含み益の増大、⑤邦銀の海外での高い格付、以上5点が指摘されている。¹⁴⁾ここで、⑤邦銀の海外での高い格付は、①から④までのパフォーマンスの結果であり、④株式含み益の増大は、ブームの結果としてその背景は、①から③までの要因に求められる。そして、③1985年以降の円高は、1980年代の急速な黒字拡大を背景とし、②製造業の海外直接投資拡大も、同じく日本の製造業の輸出依存度の上昇・貿易黒字拡大を背景とする。こうした②、③要因の背景をなす日本企業の輸出競争力の急速な高まりは、合理化および製品のハイテク化を伴った生産資本ストックの急速な拡大を基礎とする。この生産資本ストックのハイテンポでの拡大が輸出競争力の上昇とあいまって日本経済の好パフォーマンスを1980年代においても維持してきたのである(①)。かくして、大手邦銀、一般に日本の大手金融機関の国際的プレゼンスの高まりは、その元を辿ると、結局、民間企業の生産資本ストックの強蓄積に帰着する。

また、1988年版『経済白書』は、わが国金融国際化の促進要因として、①高度情報化、②内外資産の蓄積、③資本輸出国化の定着、④世界的金融規制の緩和を指摘する(同書、118頁)。ここで①、④に指摘された要因は、金融国際化の制度的条件であり、②、③が国際化の経済的背景をなす

が、②内外資産の蓄積は日本経済の良好なパフォーマンス、そして③資本輸出国化の定着は貿易黒字の拡大といい換えることができる。それゆえ、結局、白書が指摘する日本の金融の国際化要因も、つきつめれば、欧米を大きく上回る生産資本ストックの拡大・蓄積に帰着する。

こうした民間企業の生産能力・資本ストックのハイペースでの拡大を軸とする日本のGNP大国化、このきわめて短期間のうちに達成されたGNP大国化、そしてその過程での大手企業の欧米独占企業と競いあう世界的企業への成長は、それ自体戦後の経済成長過程において民間企業セクターが獲得した成果配分に他ならない。最後に、民間企業、家計、公共部門、これら3セクター間への国民純資産の配分を考察し、企業セクターへの成果配分、さらには成果配分にみられる日本の特徴を確認しておこう。

表1-1は、民間企業部門、家計部門（個人、宗教法人等対家計非常営利団体、個人企業）、公共部門（年金準備を含む）の3セクターについて、実物資産と金融資産の資産・負債状況、および純資産の分布を1993年末時点において示したものである。民間企業部門は、金融負債が金融資産を超過し、生産設備、建物、土地等の実物資産においてネット資産を所有する。家計部門、公共部門は金融資産が金融負債を上回り、実物資産、金融資産双方においてネット資産を所有する。次に、ネット資産の部門別シェアをみると、民間企業部門18.2%、家計部門68.8%、公共部門13.1%となる。問題は、日本のこの純資産の部門間配分のもつ意味である。

そこで国民純資産の部門別シェアを日英間で比較すると（図1-4）、まず第1に日本の場合、民間企業部門の純資産シェアが、図1-4で示された期間（1975-93年）、イギリスに比べ一貫して高いことがわかる。イギリスの場合、民間企業部門の純資産シェアは、1970年代後半、18%～19%の水準を維持するが、80年代以降低下し、90年代には5%を割り込む。これに対し、日本では、民間企業部門の純資産シェアは、1980年代に入

表 1-1 日本の国民純資産とその部別構成 (1993 年末)

(単位: 10 億円)

	民間企業部門		家計部門 ¹⁾		公共部門 ³⁾		国内総計 ²⁾	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
実物資産	1,178,652.6	—	1,509,793.9	—	443,657.3	—	3,132,103.9	—
純固定資産	535,033.0		282,714.8		323,745.6		1,141,493.4	
土地	565,230.7		1,177,293.5		112,619.2		1,855,143.4	
森林・地下資源・漁場	10,383.9		40,155.4		7,292.5		57,831.8	
在庫	68,005.0		9,630.2				77,635.3	
金融資産	2,444,779.5	3,039,798.9	1,070,066.7	380,408.8	334,322.1	356,883.1	3,849,168.3	3,777,090.8
株式	302,975.2	425,728.7	103,895.3	—	755.7	—	407,626.2	425,728.7
その他金融資産	2,141,804.3	2,614,070.2	966,171.4	380,408.8	333,566.4	356,883.2	3,441,542.1	3,351,362.1
純資産		583,633.3 (18.2)		2,199,451.8 (68.6)		421,096.3 (13.1)		3,204,181.4 (100)

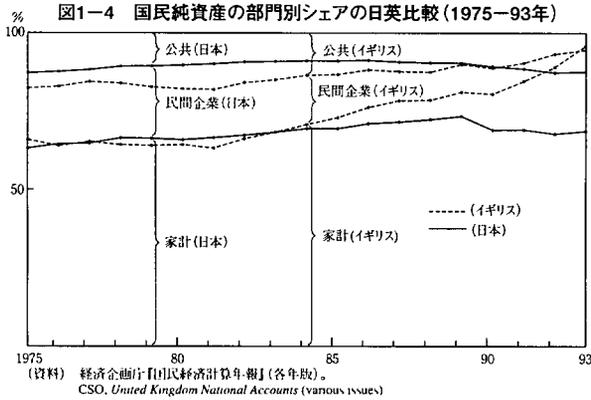
(注) 1) 家計部門には、個人企業、対家計民間非営利団体を含む。

2) 国内総計における金融資産と金融負債の差は、海外部門との資本取引(ネット)を表す。

3) 年金準備を含む。

(資料) 経済企画庁『国民経済計算年報』(1995年版)。

日本型企業中心社会の構造



っても20%水準を超え、80年代末以降についても18%~19%の水準を維持する。イギリスの場合、民間企業部門の純資産シェアが低い分、1988年頃までは公共部門のシェアが、また1984年以降については家計部門¹⁵⁾のシェアが高い。さらに、1985~87年にかけての日米比較によると、アメリカの場合、民間企業部門の純資産シェアは約10%で、日本の半分である。アメリカでは、民間企業セクターのシェアが相対的に低い分、家計部門のシェアは相対的に高い。

さらに、日本の民間企業部門と家計部門について1960年まで遡り、1960年以降1993年に至るまでの純資産シェアの推移を追ってみると、民間企業部門のシェアは、60年代から70年代前半にかけて上昇、その後横バイ、そして80年代中頃以降微減し、他方の家計部門のシェアは、60年代、70年代初めにかけて下落、その後横バイ、そして80年代中頃以降微増する¹⁶⁾。1980年代中頃以降、家計部門シェアが上昇傾向に転ずるといっても、イギリス家計部門のシェア増加傾向と比較すればまさに微増でしかない。このように、国民純資産配分の国際比較、歴史的推移によれば、日本の経済・経済発展の特色が、民間企業優位の成果配分をもたらす構造・仕組みにあることが明らかとなる。

以上、資本ストック、生産能力の急テンポでの拡張・蓄積をエンジンとする日本のGNP大国化は、その過程で大手独占企業を世界的大企業へと押し上げ、企業部門優位の国民純資産配分を実現してきたことをみた。それでは、家計部門、具体的には労働者は、そのGNP大国化によって、果してそれに見合う成果配分を受けとってきたのであろうか？ 次節以降、GNP大国日本における労働者階級の成果配分の現状、その特徴をみていこう。

二 長時間労働と過労死

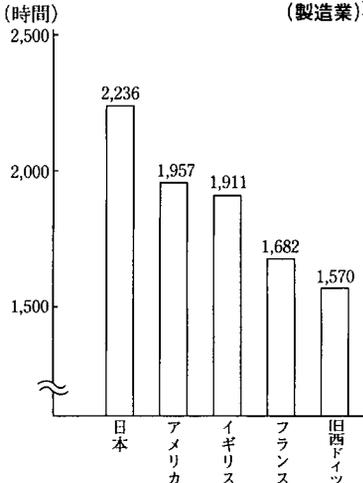
戦後の日本経済を世界第二のGNP大国に押し上げた経済成長の過程において、民間企業は、欧米先進国企業の2倍以上の増加率をもって資本ストックを拡大し、そして大手企業は次々と世界的大企業のランク入りを果たした。しかし、果してこの経済成長は、労働者あるいはその国民生活に対し応分の成果配分を実現してきたのであろうか。

かつて香西泰氏は、戦後高度経済成長を振り返り、それに対する全面賛美の立場から、高度経済成長（1955～70年頃）の帰結・遺産を次のように述べた。「戦後復興と高度成長をへて、国民の物質的生活は豊かになった。議会制民主主義は根をおろし、市場メカニズムが有効に作動するなかで、所得分布は平準化し、特色ある中流階層社会が繁栄した」（『高度成長の時代』日本評論社、1981年、11頁）。「国民の豊かな物質的生活、それを支える活発な産業と企業の活動、高水準の雇用機会と平準化した所得分布、高まった国際的地位等々……いずれも高度成長の過程から、あるいはその結果として、生じてきたものである」（同書、221頁）。氏は、1970年代についても高度成長のこの遺産の延長線上にあるものとして日本経済を理解する。

確かに、高度成長は工業製品を中心に国民の物質生活を豊かにした。高

度成長は、その過程で、失業率を1～2%の低水準に留め、所得格差を縮小した。これは、高度成長のサクセス・ストーリーである。香西氏は、このサクセス・ストーリーを強調する。しかし、高度成長期も含め、今日に至るまでのわが国の経済発展の帰結を企業と労働者への成果配分という視点から見ると、戦後の経済成長が、アンサクセス・ストーリーであることもまた無視しえない、重要な事実として浮び上がる。

図1-5 年間実労働時間の国際比較 (製造業)^①



(注) ① 日本は、製造業就業者1994年の値、他は、製造業1年労働者1992年の値。
 (資料) 労働省『賃金統計総覧』(1995年度版)、17-第8表(385頁)。
 総務省『労働力調査報告』(1995年度)。

成果配分の問題の第1は労働時間

である。西欧先進資本主義では、ドイツ、フランスなど大陸国を中心に、戦後経済成長の労働者側への成果配分として、労働時間の短縮が確実に実現されてきた。これに対し、日本の場合、労働時間短縮という形での成長の成果配分はきわめて貧しい。図1-5は、製造業就業者の年間労働時間を日本、アメリカ、イギリス、フランス、旧西ドイツについてみたものである。それによると、日本は2,236時間(1994年)であり、5ヶ国中、日本のみが2,000時間を超え、他の4ヶ国との差が実に大きいことがわかる。日本とアメリカの差は279時間、イギリスとの差は325時間、フランスとの差は554時間、そして、ドイツとの差はなんと666時間である。日本の労働者は、欧米先進国の労働者に比べ、年間300～600時間も多く働く。GNP世界第2の日本とGNP世界第3の旧西ドイツとを比較すると、日本の労働者の労働時間は、西ドイツの労働者の1.4倍であり、日本の労働者は、西ドイツの労働者よりか3ヶ月以上も多く働く。国際比較は、先進

国の中にあって日本の労働者の労働時間の長さを際立たせる。

日本の労働者の長時間労働の実態をより詳しくみるため、非農林業就業者について対象を男子労働者にしぼり、1970年以降までの間の年間実労働時間の推移を追ったのが図1-6である。図中、最上位の実線が男子労働者の年間実労働時間を示す。また、図1-6においても国際比較のため、イギリス非農林業就業者男子の年間実労働時間を点線で示しておいた。イギリスは、アメリカと並び、西欧先進国の中では労働時間は長い部類に属するが、そのイギリスの労働者に比べ、日本の労働者は、図に示された1970～93年の間、年間時間数で250～400時間も多く、月で表せば1ヶ月～2ヶ月も余計に長く働き続けてきたことがわかる。図中の日本の長時間労働の長期的推移は、3つの局面からなる。第1は、1970～75年にかけてであり、この間に年間実労働時間は、2,647時間から2,501時間に傾向的に減少する。ちなみに、この期の減少傾向は、実は高度成長開始の頃に遡る。当時、男子の年間実労働時間は2,700時間を超え、その2,700時間水準から2,500時間（1975年）まで、労働時間は、一直線ではないにしても傾向的に低下してきたのである。ところが、オイルショック以後、国際競争力の低下を危惧した大手企業は、いっせいに合理化・労務管理を強化し、労働時間についても一転して増加傾向に入る。ピーク時（1988年）の実労働時間は、2,694時間であり、これは1950年代後半水準への逆戻りである。1988年をピークとして、その後バブル崩壊、平成不況という経済事情の下で、年間実労働時間は、2,465時間（1994年）まで減少する。しかし、景気回復後もこの減少傾向がそのまま持続する保証は存在しない。日本の労働者は、オイルショックを乗り越え、あるいはその後のプラザ合意以降の円高ショックを乗り越え、という号令の下、1977年から90年までの14年間、年間2,600時間を超える長時間労働を強いられてきたのである。

1970年以降、平成不況直前の90年まで、その間、1974～76年の3年間を除き、日本の男子年間労働時間は、2,600時間を超える。この年間労働時間2,600時間が労働者の日々の生活にとって何を意味するか今一度確認しておこう。年間2,600労働時間は、週平均50時間、週休2日とすると、1日10時間労働となる。これは実労働時間であるから、この10時間に1.5時間の食事・休憩、そしてさらに通勤時間を加えたものが会社勤務にかかわる拘束時間となる。三大首都圏在住通勤者の平均通勤時間は、片道65分¹⁷⁾であり、従って、結局、拘束時間は約13.5時間となる。朝7時に家を出るとすると、8時に会社に着き、退社は7時半、帰宅は夜8時半となる。連合総合生活開発研究所が1990年11月に実施した国際比較調査¹⁸⁾によると、日本では、7時40分にはその日の出勤者（既婚男性）の過半数を超える58.2%が仕事につき、18時50分までやはり過半数を超える50.8%の人が仕事につく。その間11時間10分であり、これは実労働時間10時間とほぼ符合する。ちなみに、旧西ドイツでは、同じ連合調査によると、その日の出勤者（既婚男性）のうち勤務につくものの割合が50%を超えるのは、7時10分（57.8%）→16時20分（51.1%）であり、その間の勤務時間は9時間10分となる。実労働時間は8時間前後となる。週では40時間である。この40時間/週を単純に52倍すると年間で2,080時間となり、これと実際の年間実労働時間約1,600時間との差は、週休2日以外の祭日、有給休暇を表す。差480時間を8時間で割ると60日となる。

話を実労働で年間2,600時間働く日本の労働者（男子）に戻すと、夜8時半¹⁹⁾に帰宅した後、朝7時に家を出るまでの10時間半が在宅時間として残る。このうち、10時間が睡眠、食事、身のまわりの用時、療養・静養のための生活必需行動時間²⁰⁾に割かれるとすると、自由時間としては30分が残るにすぎない。また、夜8時半の帰宅となると、家族そろって夕食ということは難かしくなる。さらに、1日の実労働時間が10時間となると、

翌日に前日の疲労をよく、あるいはいつも持ちこすと訴える人の割合は20%を超える（徳永芳郎「働き過ぎと健康障害」『経済分析』第133号，1995年1月，60頁）。疲労の蓄積である。平成不況期，年間実労働時間は2,600時間を割り，景気が低迷する1994年現在の年間実労働時間は2,465時間であるが，2,600時間と2,465時間の差は，1日の実労働時間で30分であり，従って自由時間は1時間となる。家庭生活への圧迫，少ない自由時間，疲労蓄積という状況に²¹⁾変りはない。

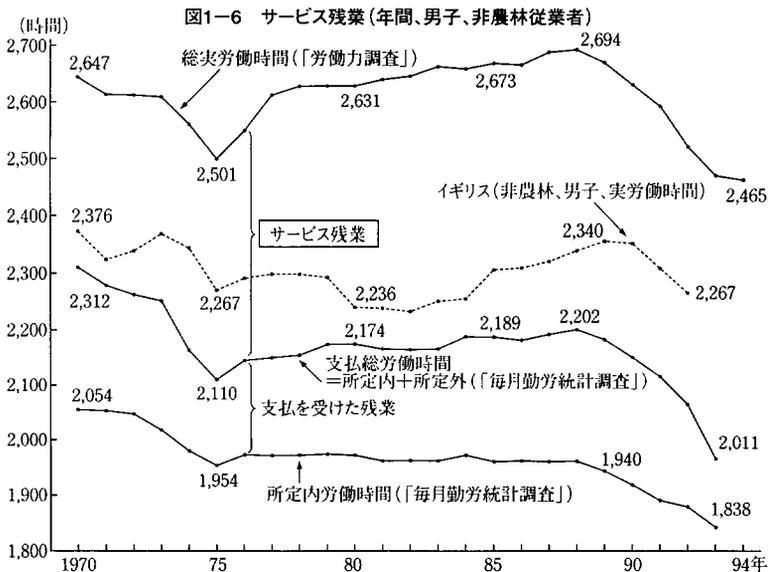
さらにいえば，図1-6の実労働時間は，平均値であり，従って実際にはその平均値を上回る長時間労働が存在するわけである。すでにみたように，非農林業男子従業者の年間実労働時間は，1975年を境に1988年まで増加傾向をとるが，その間，週の実労働時間が49時間，年間だと2,548時間を超える雇用者数は，男女計で1,069万人（全従業者の約30%）から1,767万人（約40%）に増加する（「労働力調査」）。これは，パートを含む全雇用者の3割から4割，男性に限れば2人に1人（1988年）が，平日の退社時間が7時半以降，従って帰宅時間が8時半以降という生活を送っていたことを意味する。さらに深刻なのは，週60時間（年間3,120時間）以上働く労働者の存在であり，この超長時間労働者は，1975年380万人（全雇用者の10.7%）から1988・9年777万人（17.4%）まで増加していき，その後減少するが，1994年現在なお539万人（10.5%）を数える。男性に限れば，1975年323万人（13.4%）から1988・9年685万人（24.3%）への増加，その後減少，1994年現在464万人（14.7%）となる。実労働時間60時間/週ということは，拘束時間は16時間，朝7時に家を出ても帰宅は夜11時という生活を意味する。1988・9年のピーク時には男性雇用者の4人に1人，1994年現在でもなお500万を超える雇用者が，平日の労働時間が12時間以上，朝7時半に家を出て，夜11時を過ぎての帰宅という生活を強いられているのである。

先に、1日の実労働時間が10時間（週休2日で年間2,600時間労働）を超えると、当日の仕事の疲労を翌日まで持ちこす人の比率が20%を上回ることを指摘したが、これは年間労働時間2,600時間とか2,500時間を超える長時間労働が、自由時間の喪失だけではなく、労働密度の高まりも加わり、生活必需時間にくい込むものであることを示唆する。いわゆる「過²²⁾労死」問題である。この長時間労働、働き過ぎによる疲労死の直接の死因の多くは、脳血管・心臓疾患である。オイルショック以降、この過労死が多発化し始め、1980年代には社会問題化し、国際的注目を浴びることになる。1993年度、94年度における過労死労災認定（労働者災害補償保険²³⁾認定）は、それぞれ34件、31件であるが、予算支出を押さえようとする労働省による認定枠のしぼりこみ、会社・労働組合の非協力による本人死亡後の立証困難のため、労災認定の壁は厚く、認定率は5~10%といわれる²⁴⁾。1980年代、脳・心臓疾患による死亡者（死亡時20~59歳）は3万人を超えることから、過労死は少なくとも年1万人を超えるといわれる²⁵⁾。政府、労働組合による過労死対策の取組みが遅れるなかで、1988年4月に弁護士を中心に開設されたボランティア組織「過労死110番」に寄せられた相談件数は、1988年6月18日から1994年6月18日の6年間で3,554件²⁶⁾にのぼり、そのうち死亡事案が1,577件であった。また、ホワイトカラーを対象とした「過労死の可能性についての自己診断調査」（1989年実施）によれば、40歳代の11.0%、50歳代の15.9%の労働者が可能性が高いと判断し、30歳代の38.0%、40歳代の44.1%、50歳代の37.1%もの労働者が可能性多少ありとの判断下²⁷⁾している。

オイルショック以降の過労死の多発化は、それまでの労働時間の短縮化傾向の頓挫、その後の労働過密化を伴う労働時間の増加の時期と符号する。「過労死110番」に寄せられた事例によると、過労死犠牲者は、実労働時間が2,500~3,000時間（年間）の層に集中²⁸⁾する。土木・建設関係のソフト

技術者（建設コンサルタント等）2,865人を対象とする調査によると、「疲労が休日にも回復しないという疲労蓄積・慢性化を訴える労働者の割合は、月間残業時間が50時間を超えると急増し、月間100時間を超えると疲労慢性化を訴える比率は60%を超える²⁹⁾。月間残業時間50時間は、年間総労働時間2,500時間、月間残業時間100時間は、年間総労働時間3,000に相当する。年間実労働時間2,500～2,600時間が過労死発生の分かれ目となる。日本では、非農林業男子の年間平均実労働時間は、この過労死ライン、あるいはその上の水準で推移し（図1-6）、そしてこの過労死ラインを超えて働く過労死予備軍が1,000万人を優に超え、さらに年間3,000労働時間（1日約12時間労働）を超す過労死と隣り合わせの生活をおくる労働者が500万人を超えるのである（「労働力調査」）。

それでは、欧米先進国と比べ、どうしてこれほどまでに労働時間が長い



のか。第1は、膨大な残業の存在である。日本の場合、非農林業男性労働者は、年間の残業時間（図1-6で総実労働時間と所定内労働時間の差）が600時間に及ぶ。月平均50時間である。旧西ドイツ、フランスの場合、³⁰⁾ 残業は年間で60～70時間、月間で5～6時間である。しかも、日本の場合、³¹⁾ 残業の大半は賃金手当がつかない「サービス残業」である。図1-6の最上段の総実労働時間と下から2番目の支払総労働時間の差がサービス残業であり、年間で300～400時間、月間で25～30時間に及ぶ。サービス残業は多い年だと所定外労働時間の2倍を超す。賃金の問題でいえば、サービス残業を考慮に入ると、実際の時給は公表値の約8割となる。

第2に、日本の労働者の年次有給休暇は少ない。取得有給休暇は、アメリカ19日、イギリス24日、フランス26日、旧西ドイツ29日であるのに対し、日本は9日と著しく少ない。³²⁾ 日本の年次有給休暇付与日数は、平均で16.3日（1993年）であるが、取得（消化）率が56.1%であるため、³³⁾ 実際の取得は9.1日となる。

第3は、完全週休2日制の普及の遅れである。完全週休2日制適用労働者の割合は、1975年21.4%、88年29.5%と3割に満たず、1993年時点でも52.9%と半数をカバーするにすぎず、ほぼ100%実施の欧米先進国とのギャップは大きい。産業別にみた場合、金融・保険業では99.7%が完全週休2日制の適用を受ける一方、鉱業（43.0%）、建設業（38.4%）、卸売・小売・飲食店（43.2%）、運輸・通信業（40.3%）での普及の遅れが目立つ。この産業別格差の背景には、企業規模別格差があり、1,000人以上規模企業では82.1%の労働者が完全週休2日制の適用を受けるが、100～999人規模企業では37.4%、30～99人では16.2%と激減し、³⁴⁾ 企業規模格差が大きい。

第4は、公定労働時間が長いことである。1988年4月に施行された新労働基準法においても週40時間労働は単なる目標値であり、法的拘束力

を持たない。1993年調査時点でも、所定労働が週40時間を超える企業が62%（労働者数で30%）存在する。³⁵⁾ヨーロッパの実情をみると、週40時間あるいはそれ以下を法定労働時間とする国が多い。また、法定労働時間が週40時間を超える国であっても、スイスを除き、労働組合との労働協約により所定労働時間は週40時間以下におさえられている。³⁶⁾

以上、サービス残業以下4点にわたり日本の長時間労働の実態をより詳しくみてきたが、そうした実態分析の結果、われわれは長時間労働の背景、その原因として、結局、労働者保護のための行政・立法措置の不備、および労働組合の機能不全、これら企業・資本の論理の行き過ぎをチェックしえない社会構造問題に辿り着く。まず最初に、長時間労働の中心要因である残業・サービス残業の存在についていえば、その第1の原因は、労働組合が過重な業務ノルマをそのまま受入れ、サービス残業に対しても黙認する、そうした組合の非力にある。第2は、労働基準法の問題である。当法第36条協定（三・六協定）は、労資協定に基づく1ヶ月40～50時間の残業を適法とする。月間残業時間50時間は、年間では約2,500総実労働時間に相当する。これは、すでにみたように過労死ラインであり、基準法はこうした過労死につながる長時間労働を合法とする。さらに、同法37条は残業に対する賃金割増率を25%以上と、低い下限を設定する。そのため、欧米主要国の残業に対する割増率が50～100%であるのに対し、日本の実際の割増率は平均25.9%（1990年）に押さえられている。残業と新規雇用コストが等しくなる割増率は規模平均69.3%³⁸⁾であるといわれるから、25%という割増率の下限設定は、企業に対する残業採用のインセンティブ効果をもつ。第3は、労働基準監督行政の形骸化である。現実には、三・六協定を超える残業（サービス残業）が広く存在するにもかかわらず、行政はそれをチェックするだけの体制をもたない。労働組合についてもしかりである。

年次有給休暇を半分程度しか消化できないという問題についても残業のケースと同じことがいえる。労働組合が有給休暇を労働者の権利として認識し、有給休暇取得を可能とするよう、過重ノルマに対する発言を行使していれば、取得率 50 数パーセントという事態は生じえないであろう。完全週休 2 日制普及の遅れ、週 40 時間公正労働時間制の未確立についても、中小の下請企業労働者に対する保護行政の遅れ、および大手企業組合の一種のエゴイズム（連帯意識の欠如）をその基本的原因とする。

労働者に対する保護行政の弱さ、組合の機能不全、これらはいずれも日本型企业社会の構造問題にかかわる。企業社会の下で、企業への成果配分と比較して、労働者への成果配分では、まず第 1 に、労働時間の短縮という形での成果配分はきわめて貧しいものであった。人口が同じであるとする、日本と旧西ドイツの GNP 規模は同じ程度で並ぶが、そのドイツと日本の間には、年間労働時間で約 600 時間もの開きが存在する。それでは、日本の労働者は、その長時間労働に対し、分配面で果して十分報われてきたのであろうか。

三 低い労働分配率

GNP 大国日本の労働者の労働時間は、他の主要先進国と比べ著しく長い。そうした長時間労働が戦後日本の経済成長、GNP 大国化を支え、実現してきたのである。成果配分の次の問題は、賃金水準、労働分配率である。A. スミス流に言えば、労働者は長時間労働によってそれだけ多くの価値を原料価値に付加することになるが、その付加価値形成に対し、労働者は果してどれ程の成果配分を受け取ってきたのであろうか。本節では、賃金、労働分配率の国際比較を行ない、この所得面での成果配分についても日本の労働者は他の主要先進国と労働者と比べ低く抑制されてきた事実を明らかにする。

西村清彦・井上篤氏は、³⁹⁾「法人企業統計」(大蔵省)、「個人企業経済調査」(総務庁)のデータを基に、製造業の企業規模別労働分配率を1960—90年について分析し、この30年間の製造業での労働分配率の傾向的上昇は、基本的に大企業(資本金10億以上、あるいは従業員1,000人以上)での労働分配率の上昇によるものであって、小企業(資本金500万以下、あるいは従業員5~9人)での労働分配率は安定していると指摘する。さらに両氏は、大企業での労働分配率の傾向的上昇原因を分析し、それが①R&D関連賃金支払、②福利厚生費、③販売関連賃金、④管理職給与、これら固定的人件費の増加によるとの結論を出す。他方、吉川洋氏は、⁴⁰⁾「国民経済計算」データを基に、法人企業部門全体の労働分配率を1955—90年について分析し、1955年以降61年までの低下、60年代の約60%水準での安定、70年代初頭の急上昇、そして70年代半ば以降の約70%水準での安定という労働分配率推移の事実を指摘する。そして、吉川氏は、1970年代初頭の労働分配率の急上昇を経済成長率急落にもかかわらず「実質賃金上昇率の急激な鈍化に抵抗がなされたこと」⁴¹⁾によって説明する。つまり、氏は、1970年代前半の分配率の急上昇原因を経済成長率低下に対する実質賃金上昇率低下の遅れ、従って法人企業部門の付加価値生産性上昇率(実質)を上回る実質賃金率上昇に求める。

さて、ここでの問題は、1970年代前半の労働分配率急上昇の原因が、R&Dあるいは法定福利関連の固定的人件費上昇(西村・井上)によるものであるにせよ、高い実質賃金上昇率(吉川)によるにせよ、そうした労働分配率の急上昇が、1975年以降、果して、日本の労働者の賃金水準をGNP大国化にふさわしい水準に、少なくとも他の主要先進国並の水準に引き上げたのか、またそのことの裏返しとして、果して、日本の労働分配率を他の主要先進国水準へ引き上げたのかである。まず、前者の賃金水準から確認していこう。

日本の労働者の賃金水準が他の先進国と比べて高いのか低いのか、こうした賃金の国際比較を行う際、まず問題となるのが、労働者にとっての報酬、経営側にとっては労働コストとなる賃金の内容・定義範囲である。総労働コストは、(A) 実際に働いた部分に対する「賃金・給料」、(B) 有給休暇などの不就業報酬、それと (C) 法定福利、法定外福利（社宅など）、退職金等の費用などからなる「間接報酬」からなる。しばしば、(A) 直接賃金に (B) 不就業給を加えた名目賃金で国際比較が論じられる。しかし、賃金水準をみる場合、そしてとりわけ賃金水準の国際比較を行う場合、(C) 間接報酬を加えた総労働コストについてみる必要がある。なぜなら、第1に、(C) 間接報酬は、労働者側にとっての報酬、あるいは経営側にとっての労働コストとして無視しえない比重を占め、第2に、総労働報酬（コスト）に占める間接報酬の比重は各国間で差が大きいためである。例えば、総労働費用に占める間接報酬⁴²⁾の割合は、日本 16.8% (1991年)、アメリカ 16.3% (1993年)、イギリス 14.1% (1988年)、ドイツ 23.1% (1988年)、フランス 31.6% (1988年) であり、日本・アメリカ・イギリスとドイツ・フランスの間には大きな差があり、従って、間接報酬を除いた労働報酬比較は、この場合だと日本、アメリカ、イギリスの労働報酬の過大評価、逆にドイツ、フランスの労働報酬の過少評価をもたらすことになる。それゆえ、この (C) 間接報酬を加えた総労働報酬について日本と他の主要先進国とを U. S. ドルベースで比較したのが表 1-2 である。

表 1-2 は、製造業について時間当たり賃金を国際比較したものであるが、それによると 1970 年代以前であっても、また 1970 年代初頭の実質賃金の高い伸びに起因する労働分配率の急上昇後であっても、日本の時間当たり賃金は 1983 年まで 11 ヶ国中最低水準にあり、1984 年以降についてもイギリスと日本が最も低い水準にあることがわかる。1984 年以降の最下位のイギリスと日本との入れ替わりは、円高とポンド安の影響に負うところ

表 1-2 労働報酬の国際比較（時間当たり，製造業）

(USドル)

年	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
アメリカ	2.14	2.73	3.19	4.29	6.36	9.84	12.10	12.51	12.96	13.21	13.46	13.90	14.89	15.67	16.52	17.22
カナダ	1.60	2.10	2.25	3.36	5.79	8.37	10.85	10.99	10.81	11.00	11.97	13.58	15.17	14.06	15.24*	15.32*
日本	0.19	0.26	0.49	1.00	3.06	5.61	6.13	6.34	6.47	9.47	11.14	13.14	13.17	13.54	15.41	17.15
オーストリア	4.34	8.56	7.49	7.04	7.25	10.26	13.00	13.84
ベルギー	...	0.85	1.32	2.09	6.41	13.11	9.08	8.63	8.92	12.31	15.04	15.68	17.72	19.27	20.29	21.18
デンマーク	0.60	0.81	1.30	2.16	6.28	10.95	8.68	8.03	8.13	11.08	14.56	15.88	17.35	18.67	18.87	19.45
フランス	0.73	0.78	1.22	1.17	4.52	8.94	7.74	7.29	7.52	10.27	12.42	12.99*	14.25	15.27	15.58	16.03*
旧西ドイツ	0.51	0.83	1.40	2.40	6.35	12.33	10.23	9.43	9.56	13.35	16.87	18.07	20.32	24.71	25.94	25.43
イタリア	0.44	0.58	1.07	1.80	4.65	8.0	7.59	7.25	7.32	9.91	12.13	12.87*	15.29	17.01	18.58	16.46*
スウェーデン	0.78	1.09	1.78	2.86	7.18	12.51	8.89	9.17	9.66	12.43	15.12	16.85	18.93	18.86	22.88	19.56
イギリス	0.62	0.83	1.14	1.47	3.32	7.43	6.39	5.95*	6.19*	7.54	8.97*	10.56*	10.91*	13.54	14.54*	12.71*
(参考) 円/\$レート	360円	360円	360円	360円	308円	242円	237円	231円	254円	168円	145円	128円	138円	145円	135円	127円

(注) *は、日本の値を下回るもの。

(資料) U S Department of Labor, *Handbook of Labor Statistics*, 1985, 1989

Do, *Monthly Labor Review*, Jan. 1995

日本銀行『経済統計年報』(1994年版)。

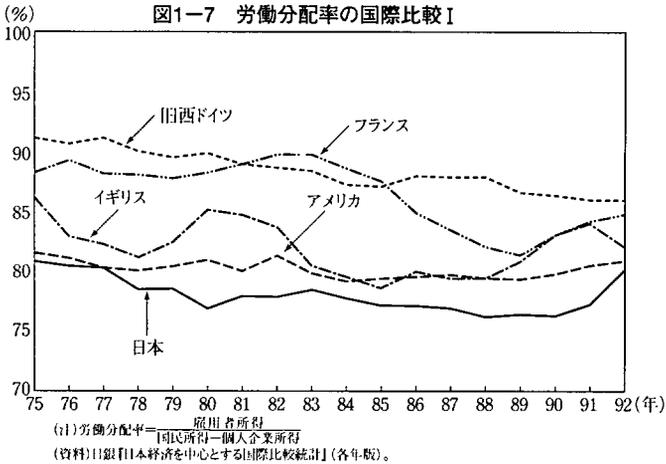
が大きい。円の対ドルレートが127円まで上昇した1992年時点でも、日本を除く10ヶ国中、アメリカ、ベルギー、デンマーク、旧西ドイツ、スウェーデンの5ヶ国の賃金水準は日本より高い。1992年時点で、輸出大国旧西ドイツの賃金水準（時給）は日本の水準を50%近く上回る。さらに付け加えていえば、表1-2で日本の時間当たり労働報酬の算出の際、分母の労働時間にはサービス残業は含まれていない。今、このサービス残業を含めて考えれば、実際の時間当たり労働報酬は約20%程度のダウンが予想される。その場合、1992年時点でも、日本の賃金水準は、11ヶ国中、イギリスに次いで最下位から2番目となる。

表1-2の労働報酬の国際比較においては、各国通貨表示での労働報酬の為替レートによるU.S.ドル換算値が用いられた。国際市場で輸出競争を展開する企業にとっては、この為替レートで換算された労働コストの水準が意味をもってくる。しかし、企業と労働者の間での成果配分という観点から賃金水準の国際比較を行う場合、よりふさわしいのは購買力平価である。なぜなら、為替レートで換算された労働コストが国際的に高い水準にあるとしても、仮にその国の物価水準がきわめて高いとすれば、その労働報酬の当該国内における実質価値は低く、従ってその労働報酬は低い成果配分を意味することになるからである。それゆえ、購買力平価によって各国の時間当たり労働報酬（1992年）をU.S.ドルに換算して比較すると、上位から旧西ドイツ19.53ドル、アメリカ17.22ドル、イタリア16.50、カナダ15.59ドル、スウェーデン14.07ドル、フランス13.74ドル、イギリス13.38ドル、そして日本11.43ドルとなる。⁴³⁾日本の時間当たり労働報酬は、これら先進8ヶ国中最低となる。購買力平価によって評価された実質労働報酬では、日本はイギリスの水準をも下回る。なお、以上の結果は、日本の対ドルレート127円（1992年）と購買力平価190円（1992年）との格差が他国と比べ大きいことになる。また、こうした日本の実際の為替

レートと購買力平価との大きな格差は、第1に、一部工業製品の突出した輸出競争力、第2に、規制・カルテルといった円高効果の浸透に対する障壁の存在、第3に、同じ規制・カルテルによる国内での価格つり上げ、以上3点を主な原因とする⁴⁴⁾。

購買力平価で評価された日本の時間当たり労働報酬すなわち実質的労働報酬が他の主要先進国と比べて低いということは、生産性が先進国間ではほぼ等しいとすれば、それは日本の労働分配率が他の先進国と比べ相対的に低いことを意味する。実際にそうであるのか確認しておこう。ところで、労働分配率の国際比較を行う際に問題となるのが個人企業所得の扱いである。マクロデータ上、個人企業所得には、利潤に加え、個人企業主本人および家族従業員の勤労所得も含まれる。しかも、国際間では、個人企業の比率も異なり、また個人企業所得における利潤と事業主・家族従業員の労働所得との割合も異なる。それゆえ、各国における労働分配率を求める際、その分配率の定義式は、個人企業所得のうちの事業主と家族従業員の労働所得を推計してそれを分子の雇用者所得に加えるケースと、分母の国民所得から個人企業所得を控除し、民間法人企業部門における分配率を求めるケースに2分⁴⁵⁾される。まず、後者の定義による分配率から確認していく。

図1-7は、先進5ヶ国の労働分配率〔＝雇用者所得 / (国民所得－個人企業所得)〕を1975—92年について比較したものである。それによると、労働分配率は、西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、日本の順で低くなり、5ヶ国のなかで日本が期間中一貫して一番低い。日本に次いで労働分配率が低い国はアメリカであるが、そのアメリカの労働分配率は80%ラインを上下に推移する。これに対し、日本の労働分配率は、1975年以後、1978年に80%ラインを割り込み、その後80年の76.9%まで低下した後、83年の78.5%までもり返すが、83年以降、80年代後半にかけて76.3%水準まで低下していき、80%ラインを回復するのは平成不況下

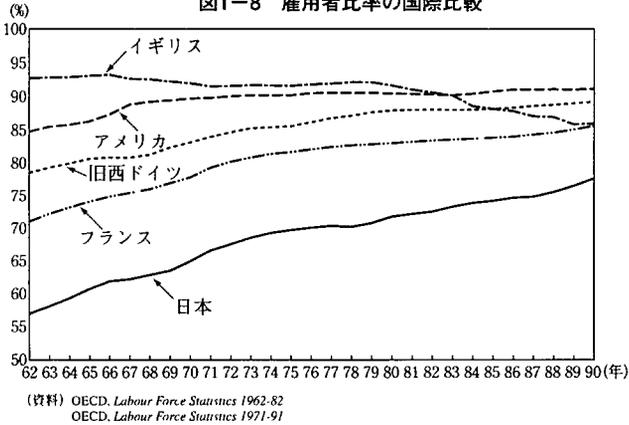


の92年になってからである。1970年代後半から80年代にかけて、年間実労働時間は増加傾向をとるが、にもかかわらず労働者側の取り分はその比率を低下させていったのである。

すでに述べたように、図1-7に示された労働分配率は、個人企業部門を除く、法人企業部門における所得・成果配分を示す。そこで示された日本の労働分配率の国際的低位は、賃金の国際的低位、より正確には、購買力平価で評価された実質賃金の国際的低位の事実と符合する。しかしまた、各主要先進国とも、個人企業所得は法人企業所得と並ぶ、あるいはそれを上回り、国民経済に占める個人企業部門の比重は小さくない。それゆえ、個人企業部門を含めた労働分配率について、つまり法人・個人企業雇用者だけではなく、個人企業家族従業員を加えた、これら一國全労働者の労働所得と企業＝資本に帰属する利潤・利子所得との間の成果配分について、国際比較を行い、この場合でもなお、日本の労働分配率の国際的低位がいえるのかどうか確認しておく必要がある。

個人企業所得に含まれる労働所得推計の前提として、まず比較対象国の

図1-8 雇用者比率の国際比較



軍事を除く民間部門の雇用者比率（雇用者数／就業者数）から確認しておこう。図1-8は、1962-90年について、先進5ヶ国の雇用者比率の推移を示す。それによると、日本は、主要先進5ヶ国中、雇用者比率が一番低い。つまり、日本は、法人形態をとらない個人企業の事業主と家族従業員の割合が相対的に高い。アメリカは、1972年以降、雇用者比率は90%を超え、旧西ドイツについても1990年代末には90%水準に近づく。フランスは1990年代末には85%ラインを超え、イギリスは1983年まで雇用者比率は90%を超えていたが、その後フランスの水準への接近傾向を示す。1990年現在、日本の雇用者比率は77.4%でフランスの比率を8.6%下回る。

そこで、日本と他国の二国間比較を考え、日本以外の先進国については、推計誤差の発生を避けるため個人企業所得に含まれる労働所得の推計を行わず、労働分配率を雇用者所得／国民所得として求め、そして他方雇用者比率の低い日本側についてのみ、日本の雇用者比率を比較対象国の雇用者比率に高位平準化するのに必要な限りにおいて、個人企業所得のうちの労働所得の推計を試み、日本の労働分配率を（雇用者所得＋自営業主・家族

従業員（労働所得）／国民所得として求め、その上で二国間での労働分配率比較を試みた。ここでいう雇用者比率水準を均等化する限りにおける個人企業所得のうちの労働所得部分の推計というのは、例えば、アメリカと日本の二国間での労働分配率比較についてみれば、1990年現在、アメリカの雇用者比率は91.1%、日本の雇用者比率は77.4%である。この場合、両国間の雇用者比率の差は13.7%であり、この部分の自営業主・家族従業員相当部分についてのみ、日本について個人企業所得に含まれる労働報酬部分の推計を行い、それを雇用者所得（分子）に加える。このようにして各年ごとに日本の雇用者比率をアメリカの水準に仮定的に高位平準化した上で、二国間の労働分配率の比較を行うわけである。従って、日本についても、アメリカの雇用者比率91.1%を超える残りの8.9%部分については、個人企業所得に含まれる事業主・家族従業員の労働所得部分の推計は行わない。

また、個人企業所得中の労働所得部分の推計手続きは以下の通りである。まず、わが国の国民所得総計から、各年ごとに帰属家賃を除く個人企業所得を求め、最大に見積ったとしてその90%を労働報酬とし、それをその年の非雇用者従業員総数（個人事業主＋家族従業員）で割り、各年の「非雇用従業員1人当たりの労働報酬」（A）を求めた。他方で各年ごとに、日本の従業員数×（アメリカの雇用者比率－日本の雇用者比率）、つまり日本の雇用者比率をアメリカの雇用者比率に高位平準化するに必要な、「非雇用従業員の雇用者への転化者の数」（B）を求めた。この（B）に先の「非雇用従業員1人当たりの労働報酬」（A）を掛け、雇用者比率平準化に際して、雇用者所得としてカウントされるべき個人企業所得中の労働報酬部分を求めた。個人企業所得の90%を労働報酬としたのは、自営業においては所得の約10%が投資目的のために支出されるため（「個人企業経済調査」）、その残りが、非利潤部分として、労働報酬に相当すると考え

図1-9 労働分配率の国際比較Ⅱ

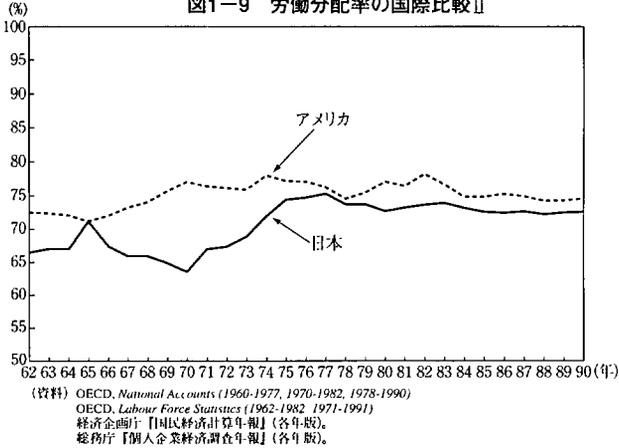
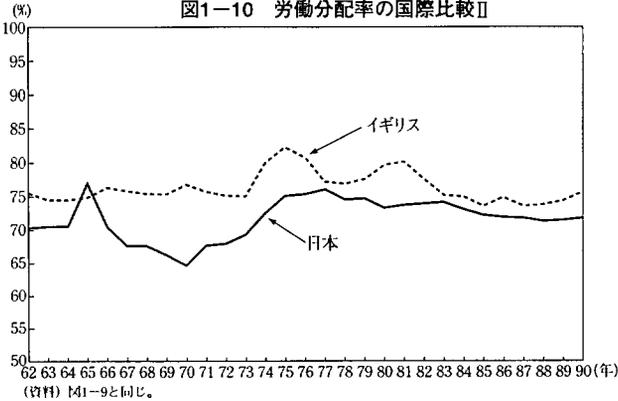


図1-10 労働分配率の国際比較Ⅱ



たからである。以上の手続きによって得られた労働分配率の二国間比較が、図1-9～図1-12である。日本とアメリカとの比較(図1-9)によれば、1962年以降、90年まで、日本の労働分配率は一貫してアメリカの労働分配率を下回る。日本とイギリスとの比較(図1-10)においても、1965年を除いて、日本の労働分配率はイギリスの水準を下回る。他方、これは旧西ドイツ、フランスでは、成果配分を労働時間の短縮という形でより多く

日本型企業中心社会の構造

図1-11 労働分配率の国際比較Ⅱ

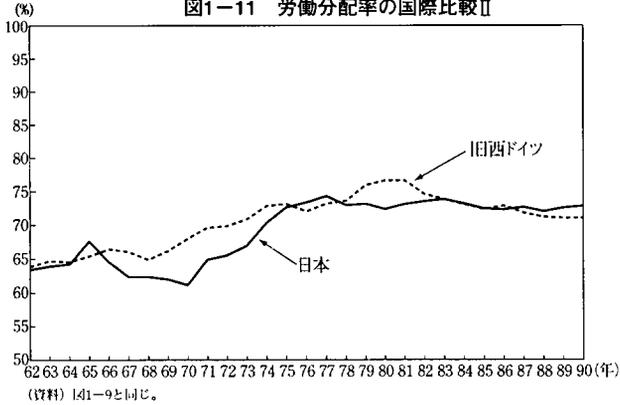
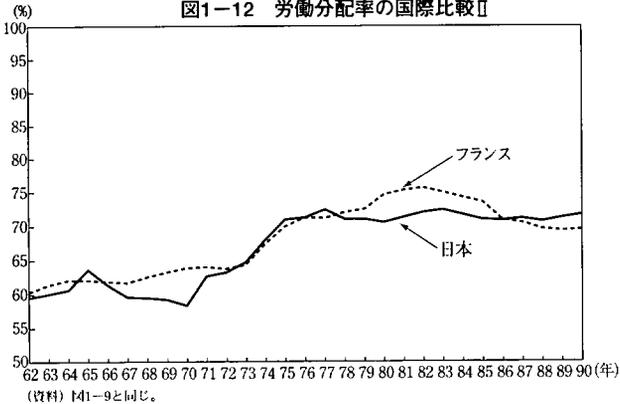


図1-12 労働分配率の国際比較Ⅱ



受けとってきたためと思われるが、日本と旧西ドイツとの比較（図1-11）、あるいは日本とフランスとの比較（図1-12）では、アメリカ、イギリスとの比較ほど格差は明確でない。しかし、比較対象期間中、日本の労働分配率が旧西ドイツ、フランスの労働分配率を下回る期間の方が圧倒的に長い。しかも、日本の労働分配率がドイツ、フランスの水準を上回る場合でも、その差はそれほど大きくないのに対し、逆に日本の労働分配率がドイ

ツ、フランスの水準を下回る場合、その下方への乖離幅はより大きい。それゆえ、このように、雇用者比率が均一化するよう調整を加えた上で、個人企業部門をも含めて日本と他の先進4ヶ国との労働分配率を比較した場合でも、日本の労働分配率は相対的に低いといえる。

また、こうした労働分配率にみる日本の労働者への成果配分の国際的低位は、他の主要先進国と比べ、労働生産性（付加価値生産性）上昇の成果配分がやはり資本側により多く配分されてきた結果である。表1-3は、時間当たり実質労働生産性（実質付加価値生産性）上昇年率、および実質労働報酬（間接報酬を含む総労働コスト）上昇年率を1960-70年、1970-92年について、つまりオイルショック発生前と後の二期間について国際比較したものである。表の一番右側の（E）欄が実質生産性上昇年率と実質労働報酬上昇年率の差を示す。その欄の値をみると、前半期（1960-70年）、後半期（1970-92年）ともに日本のみが2%を超える。旧西ドイツでは、両期間とも、実質労働報酬上昇年率が実質生産性上昇年率を上回り、従って（E）欄の値はマイナスとなる。（E）欄の値がプラスで、しかもその値が大きい程、それは、労働生産性上昇の成果配分が資本側により多くの分け前を残す形で行われたことを意味する。日本のこの値は、先進12ヶ国中最も大きい。このように、日本の場合、他の主要先進国と比べ、生産性上昇の成果配分が著しく労働者側に不利な形でなされてきた結果、わが国の労働分配率は、出発点での国際的低位のまま、その低い水準で推移してきたのである。

ところで、以上の所得配分の国際比較は、所得の発生・実現した企業・市場レベルでの話である。しかし、この企業レベルで決定された所得配分は、国家の徴税、財政支出活動によって少なからぬ修正を受ける。経済発展の成果配分は、企業レベルでの分配決定に続き、さらにこの国家の税・財政活動による分配の修正が加わることによって最終的に決定される。そ

表 1-3 時間当たり実質労働生産性（実質付加価値生産性）および実質労働報酬
上昇率の国際比較（製造業，1960—70年→1970—92年）

	(A) 実質労働生産性 上昇率	(B) 名目労働報酬 上昇率	(C) 消費者物価上 昇率	(D) 実質労働報酬 上昇率 = ((B)-(C))	(E) = (A)-(D)
アメリカ	2.7→ 2.5	4.6→ 6.6	2.8→ 6.0	1.8→ 0.5	0.9→ 1.9
カナダ	4.1→ 2.4	5.7→ 8.1	2.7→ 6.7	3.0→ 1.4	1.1→ 1.0
日本	10.8→ 5.0	14.3→ 8.6	5.8→ 5.7	8.5→ 2.9	2.3→ 2.1
ベルギー	6.2→ 5.5	9.7→ 9.3	3.1→ 5.6	6.6→ 3.7	-0.4→ 1.8
デンマーク	5.8→ 2.9	11.2→ 9.6	5.9→ 7.3	5.3→ 2.3	0.5→ 0.6
フランス	6.7→ 3.6	9.2→ 10.8	4.1→ 7.5	5.1→ 3.3	1.6→ 0.3
旧西ドイツ	5.9→ 3.0	9.8→ 7.4	2.7→ 3.8	7.1→ 3.6	-1.2→ -0.6
イタリア	6.5→ 4.7	11.4→ 15.0	3.9→ 11.2	7.5→ 3.8	-1.0→ 0.9
オランダ	7.1→ 4.3	12.0→ 7.5	4.0→ 4.7	8.0→ 2.8	-0.9→ 1.5
ノルウェー	4.1→ 2.7	9.2→ 10.2	4.5→ 7.5	4.7→ 2.7	-0.6→ 0
スウェーデン	6.6→ 3.1	10.0→ 10.6	3.9→ 7.9	6.1→ 2.7	0.5→ 0.3
イギリス	3.7→ 3.5	7.7→ 13.0	4.1→ 9.6	3.6→ 3.4	0.1→ 0.1

（資料）労働生産性、労働報酬については、U S. Department of Labor, *Handbook of Labor Statistics*, 1989, および Do, *Monthly Labor Review*, Jan. 1995, 消費者物価については、OECD, *Main Economic Indicators 1962-1991*, 1993, および OECD, *Consumer Price Indices*, Mar 1984 による。

れゆえ、国家の財産活動を考慮に入れることによって、日本の労働分配率の国際的低位というこれまでの結論が覆されることになるのかどうか確認しておく必要がある。以下、資本・産業 vs 労働者・市民生活という観点から、他の主要先進国と比較した日本の税・財政支出活動の基本的特徴を把握し、日本の財政活動が、企業（市場）レベルで決定づけられた日本の労働分配率の国際的低位を是正するものではなく、むしろ分率配の国際間格差をより拡大するものであることを明らかにする。

最初に、財政支出と労働分配率の関係からみていこう。日本と欧米主要先進国とを比較した場合、日本の政府歳出構成の一基本的特色は、歳出に占める防衛費の比重が相対的に低いかわりに、公共投資の比重がその防衛費の差を埋合わせてなお高いことである。中央・地方政府、政府関係機関が行う公共投資（公的総固定資本形成）は、日本の場合、40兆円（1993年度）を超える。これは、一般会計予算に対する比率でみると、50%を超える。政府固定資本形成の対GDP比率は、日本6.0%、フランス3.3%、イギリス2.1%、ドイツ1.9%、アメリカ1.8%（フランスのみ1990年、他は1992年の値）⁴⁶⁾と、日本の比率は飛び抜けて高い。しかも、日本の40兆円という膨大な公共投資は、その内訳をみると、産業基盤、農林水産等の産業・国土保全への投資が50%を超え、生活基盤投資は50%を下回る（1991年度）⁴⁷⁾。この膨大な公共投資のしわ寄せを受ける形で、社会保障関連を中心とする国民生活関連への財政支出のシェアは、国際比較上、相対的に小さい。一般に、各国政府の財政支出活動の直接の課題は、自国の産業の保護・育成、および国民生活の維持・向上にあるが、予算支出の比重からいえば、後者の国民生活関連の比重が高い。つまり、政府は、社会保障、住宅、教育・文化部面への、こうした市場メカニズムではドロップされる部面への資源配分確保をその財政活動の基本的任務とする。なお、ここでいう予算、財政支出は、政府財政がかかわる国家活動全体を指し、従

って、一般会計・地方財政だけではなく、社会保険会計等も含む。しかし、他の主要先進国と比較した場合、日本政府による労働者・国民生活への成果配分機能は、相対的に小さい。より具体的にいえば、先に指摘した産業⁴⁸⁾基盤関連中心の膨大な公共投資のしわ寄せによる、住宅政策、社会保障政策の貧困、立ち遅れである。以下、予算に占める比重がより高い社会保障について、とりわけ近年その重要性が増しつつある対老人社会保障について今少し詳しくみてみよう。

まず第1に、先進資本主義国の中であってマクロ的にみた日本の社会保障給付水準は低い。対GDP比でみた各国の社会保障給付率は、スウェーデン33.2%、フランス26.6%、旧西ドイツ21.5%、イギリス16.5%、アメリカ13%に対し、日本は11.1%（各国1990年度の値）とこれら6ヶ国中一番低い。また、この社会保障給付を購買力平価でドル換算し、国民1人当たりの額を求めると、スウェーデン5,811ドル、フランス4,354ドル、旧西ドイツ3,938ドル、アメリカ2,880ドル、イギリス2,634ドル、最後に日本1,956ドルと続き、日本の1人当たり結付額水準は、スウェーデン⁴⁹⁾の約1/3、フランス、旧西ドイツの約1/2となり格差は大きい。

各国間でのこの社会保障給付水準の相違が生ずる一つの原因は、高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の比率）の違いである。やはり1990年度についてみると、高齢化率は、スウェーデン17.8%、イギリス15.7%、旧西ドイツ15.3%、フランス14.0%、アメリカ12.5%、日本12.0%（1992年度には13.1%に上昇）と続き、日本が一番低い。各国とも、高齢化率の上昇に伴い、年金、老人医療費、対老人福祉サービス支出が増加し、そのことによる社会保険給付全体の増加を経験してきた。しかし、日本の社会保障給付水準の相対的低位をすべてこの高齢化率の相違によって説明することはできない。日本の高齢化率は、1992年度には13.1%に達するが、各国がこの日本と同じ高齢化率に達した年度は、スウェーデン1970年度

(13.7%), 旧西ドイツ 1970 年度 (13.2%), イギリス (13.0%), フランス 1983 年度 (13.1%) である。なお、アメリカは、1991 年度現在 12.6% で日本の 1992 年度現在の高齢化率 13.1% を下回る。そして、日本の高齢化率 13.1% (1992 年度) に相対する各国の各年度の社会保障給付 / GDP (比率) を比較すると、フランス 27.5%, スウェーデン 18.4%, 旧西ドイツ 16.5%, イギリス 12.9% となり、いずれも日本の 11.6% (1992 年度) を上回る。アメリカは、1991 年時点では、高齢化率 12.6% と日本の高齢化率を 0.5% だが下回るにもかかわらず、社会保障給付の対 GDP 比率は、13.0% と日本の比率を 1.4% 上回る。このことは、日本の社会保障給付の国際比較上の低位が、単に日本における高齢化率上昇の遅れによるだけでなく、社会保障制度の内容つまり質的格差によるものであることを示唆する。

この社会保障制度の質的格差問題は、住宅・都市政策の格差とともに、先の分配視点からみた日本の財政支出構造の特質そのものであるから、以下早急な体制作りが呼ばれている老人社会保障に焦点をしばり、その制度の質的格差を実際にみておこう。対老人社会保障は、年金、医療、福祉サービスをその 3 本柱とする。1988 年の調査による、65 歳以上の老人のうち実に 66.9% の人々が、個人の全所得を公的年金・恩給に依存する⁵⁰⁾。75 歳以上となるとその割合は 74.6% となる。今日、将来の年金財政の危機が呼ばれているが、年金総額を年金受給者で割り、1 人当たり受給額 (1992 年度) を求めると、国民年金が約 3,700 円/月、厚生年金が 97,000 円/月となる⁵¹⁾。それぞれ平均賃金 (製造業) 36 万 8,011 円 (1991 年) の 8.4%, 26% となるが、この水準は、個人所得の 100% を公的年金・恩給に依存する 7 割前後の老人にとっては自立できる給付額とはいえない。また、先の調査によると、65 歳以上老人の 6.4% (1989 年) は民営賃貸住宅に暮すが⁵²⁾、日本の場合、住宅手当制度が確立していない⁵³⁾。そのため民営賃

貸住宅家賃の高額負担を考えると、日本の対老人所得保障は、民営借家老人世帯に対してきわめて十分なものとなる。

しかし、所得保障以上に、他の先進国と比べ遅れた、不十分な状態にあるのが、介護等対人福祉サービスである。北欧を含む西欧諸国では、戦後、老人ホーム等施設ケアの充実の段階から、在宅ケア、あるいは両ケアを統合したケアへ向け、また各個人のニーズを中心に保健、医療、介護サービスを総合的に組み立てるケアに向け、福祉サービスの質的レベルアップが計られてきた。日本の場合、各個人ニーズにあわせた総合的サービス実現の制度的前提として、1990年度の法改正により、在宅福祉サービス、福祉施設入所の行政措置に関する、国の地方自治体団体に対する機関委任事務から団体委任事への移行が決定された。⁵⁴⁾しかし、自治体段階での具体化はまだこれからである。また今後、社会的需要の高まりが確実に予想される在宅ケアは、訪問看護制度、ホームヘルパー等介護支援制度がその中心となるが、前者の訪問看護については、1991年老人保健法一部改正により初めて老人保健制度によるカバーがかけられるに至る。しかし、後者の介護支援については、未だ国民が安心のできる体制作りの見通しも立てられていない。日本では、ホームヘルパー数は、65歳以上人口1,000人に対し、2～3人で、供給不足のため、1週当たり延べ18時間が上限とされ、市町村での実施状況は、週1～2回、1日当たり2～3時間程度といわれる。⁵⁶⁾こうした日本の状況に対し、例えば、イギリスでは、イングランド全体でホームヘルパー数は、常勤換算のみで老人1,000人当たり7～8人、オランダでは、パートを含め老人1,000人当たり42人、しかもオランダではすでに24時間サービスが実現されている。⁵⁷⁾厚生省は、21世紀までにホームヘルパーの数を10万人規模に増加する計画(1989年12月「高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略」いわゆるゴールドプラン)を発表する。しかし、その10万人は、65歳以上人口1,000人当たり4～5人にすぎない。

また、当初 1997 年度導入が期待された公的介護保険制度についても、⁵⁸⁾新聞報道によれば、厚生省は、対象者を 65 歳以上の高齢者に限定し、また家庭介護者に対する介護手当を 2~3 万円に設定する考えであるといわれる。より重要なのは、厚生省が保険業界に対して行ったといわれる「公的保険のカバー範囲は限定的なものとなり、民間の介護保険と補完し合える」という主旨の説明であり、もし公的介護保険がこのような民間補完型の限定されたものであるとすれば、必要な人に対する 24 時間在宅ケア体制は、やはり一部資産家の特権に留まり、一般勤労世帯はその体制から排除されることになる。スカンジナビア諸国では、国民医療保険制度からの繰り入れ、および政府補助金支出によって、サービスコストのごくわずかな部分の個人負担で在宅介護サービスが受けられる体制がすでに整えられており、⁵⁹⁾比較的遅れていたドイツでも 1995 年 1 月から公的介護保険制度が導入された。ドイツの介護保険による在宅サービスは、年齢による区別なく必要に応じて三段階に分けられ、介護段階 I は、毎月 750 マルク相当のサービスか 400 マルクの現金手当、段階 II は、1,800 マルク相当のサービスか 800 マルクの現金手当、段階 III は、2,800 マルク相当のサービスか 1,300 マルクの現金手当、そして末期の特例として 3,750 マルク相当のサービス給付となっている（1994 年：1 マルク=64 円）。ドイツの製造業雇用者の月平均名目賃金（1990 年）は 3,510 マルクであるから、末期特例サービス給付の労働対価は 1 日 8 時間労働の労働者を 1 人雇用するのに等しい。

確かに、租税と社会保障負担合計額の対 GDP 比でみた国民負担率は、1990 年度現在、スウェーデン 55.7%、フランス 42.3%、旧西ドイツ 38.4%、イギリス 36.4% に対し、日本は 31.8% であり、28.4% のアメリカと並び、西欧福祉先進国に比べ低い。それゆえ、もしこの事実をもって、日本の社会保障水準を質的にも西欧諸国並に引き上げる場合には、負担率

の上昇は避けられない。あるいは現在の社会保障水準の国際的低位は国民負担率の国際的低位と対応しているのだと主張するとすれば、この主張は必ずしも的を得たものとはいえない。日本の住宅・都市政策および社会保障政策の決定的立ち遅れは、必ずしも低い国民負担率の結果ではない。今、仮に日本の国民負担率を比較的对象国の水準に引き上げ、その負担増加額分すべてを社会保障にまわすとしてしよう。しかし、その場合でも、購買力平価でドル換算した国民1人当たり給付額は、もともと国民負担率が日本より低いアメリカに及ばないばかりか、フランス、旧西ドイツの水準に及ばない。イギリス、スウェーデンの1人当たり給付額を超えることにはなるが、その場合でもその超過分は5~6%でしかない。しかも、負担率の上昇がすべて社会保障に回るという想定は非現実的なものである。1988年、竹下内閣の下で、高齢者対策を主な口実に消費税の導入をみるが、翌年1989年に発表されたゴールドプランの年間事業費は6,000億円であり、これは3%の消費税年間収入6兆円の10%でしかない⁶⁰⁾。それゆえ、日本の住宅・都市政策、社会保障制度の立ち遅れは、国民負担率の高低以前の問題であり、それは、産業基盤・土木建設を中心とする巨額の公共投資、これに対する生活関連政策の立ち遅れ、なおざりという日本の財政支出の構造的特質に由来するのである。

このように、国際比較観点からみた日本の財政支出の特色は、国民生活関連部面への資源配分機能の弱さ、遅れにあり、それゆえ、こうした構造的特質を備えた日本の財政支出は、労資間の成果配分問題としての日本の労働分配率の国際的低位を是正することなく、逆に他の先進国との格差をより拡大すると考えられる。

残る問題は、税制と労働分配率の関係である。財政支出面では、日本の財政支出構造の基本的特質として、それは、国際比較上、日本と他国の間の労働分配率格差をより拡大する効果をもつものであったが、法人税負担

をみる限り、日本の税制は、日本と他国の労働分配率格差を縮小する効果をもつ。中央政府、地方政府の税収入全体に占める法人所得課税⁶¹⁾の比率は、1992年度を例にとると、日本は24.7%であるが、イギリス7.8%、アメリカ7.6%、旧西ドイツ7.5%、フランス3.7%いずれも一桁であり、日本と他の国との間には、法人税の比重に大きな差がある。いい換えれば、これら⁶²⁾欧米諸国では、日本と比較し、税収入に占める個人所得税、および結局は個人所得によって負担される付加価値税（消費税）の比重が相対的に高い。こうした税収入の法人税依存度の国際間の相違は、日本の労働分配率を結果として相対的に引き上げ、反対に他の主要先進国の労働分配率を相対的に引き下げる。問題は、この税収構造の相違が、日本とこれらの欧米諸国との間に存在する労働分配率格差、つまり市場レベルで決定された日本の労働分配率の低位を実際の効果において、どの程度是正するのかわかる。この問題に対し、われわれは以下、企業の総コスト負担という概念を用いて接近をはかる。

一部の論者は、日本の法人実効税率は高く、実際の法人税負担も重いので、法人税の課税対象を広げる一方で税率を引き下げ、結果としての法人税負担をより引き下げるべきであると主張する。これは木をみて森をみない類の議論である。企業にとっての負担、つまり利潤あるいは、さらなる自己増殖運動としての蓄積に対する制約は、法人税に限らない。法人税、賃金、企業側負担としての従業員の社会保険料、これら三つがコスト面からみた企業にとっての主要な利潤制約となる。企業は、実現された付加価値のなかから、賃金を支払い、社会保険料、法人税を納め、その残りを利潤・再投資の源資として確保する。それゆえ、仮に財政支出を捨象するとすれば、あるいは財政支出が労資間での分配問題に対して中立的であるとすれば、上記三コストの負担が高ければ（低ければ）、企業にとっての利潤制約は大きく（小さく）、逆に労働者側取り分はそれだけ有利（不利）

となる。そこで、先の労働分配率の定義式 = (賃金 + 間接報酬) ÷ (国民所得 - 個人企業所得) を今度は企業側からみた負担率と読み替え、分子の企業負担コストに法人税を加え、法人企業の総コスト負担率 = (賃金 + 間接報酬 + 法人税) ÷ (国民所得 - 個人企業所得) と定義し、それを主要国について求めると、旧西ドイツ 91.7%、イギリス 89.1%、フランス 87.1%、日本 85.9%、アメリカ 82.7% (いずれも 1990 年度)⁶³⁾ となる。日本の法人企業の総負担コスト率は、アメリカを上回るものの、旧西ドイツ、イギリス、フランスに比べて低い。つまり、法人税の比重が相対的に高い日本の税制は、労働報酬コスト負担 (社会保障負担を含む) の国際的低位という企業側にとってのメリットを減少させることにはなるが、これら西欧先進国に対してはそのメリットを喪失させるには至らず、日本の企業は、労働報酬コスト負担上の優位をなおも維持している。いい換えれば、法人税比重の国際間格差は、日本の労働分配率の国際的低位を覆すには至らないのである。しかも、先に分析した、財政支出面における日本と欧米先進国との相違、すなわち労働者・国民生活への過少な支出配分という日本の財政支出の構造的特質を考慮に入れれば、企業レベルで決定された日本の労働分配率の国際的低位の事実は確実に残るといえよう。

日本の労働者は、長時間労働、低分配率に耐え、経済成長を支えてきた。しかし、世界第 2 の GNP 大国日本の労働者が受け取る成果配分は、欧米先進国と比べ、なお少ない。日本の労働者の労働時間は、欧米労働者に比べ著しく長く、またその分配率はなお低いのである。

四 居住生活の貧困

労働者、市民生活に対する経済成長の第 3 の成果配分問題は、住宅および住環境にかかわる居住生活の豊かさである。良好な居住生活環境は、余裕ある社会生活、文化的生活のための基本条件である。この居住生活条件

は、企業レベルで決定される所得分配、さらには住宅・都市生活にかかわる財政政策および都市計画（土地利用政策）、これら所得分配と行財政政策の総合的結果として決定されるが、しかし、こうして具体的に決定された日本の大都市圏を中心とする居住生活環境は、きわめて貧しい。すでにみた企業資本ストックの急成長とは対照的に、労働者、国民にとっての居住資産ストック充実の立ち遅れは大きい。以下、具体的に、居住生活が置かれた貧困状況を国際比較も踏まえて示し、またそうした貧困な居住生活の原因が土地問題、さらに突き詰めていえば資本＝企業にとって有利な土地政策にあることを明らかにする。

住宅および住環境に関する国民の意識調査（建設省「住宅需要実態調査」1993年）によれば、「非常に不満」11.4%、「多少不満」38.0%、計49.4%の世帯が現在の住宅に対する不満を訴える。とくに首都圏では、「非常に不満」12.9%、「多少不満」39.5%と、不満世帯の割合は52.4%となり、不満が50%を超える。住環境についても、全国レベルで32.5%、首都圏で35.7%が不満を訴える。こうした不満率の高さは、他の先進国では例をみない。

さらに、不満の具体的中身をみると、住宅については、不満率の高いものから、収納スペース（57.3%）、遮音性・断熱性（54.8%）、いたみ具合（53.2%）、台所の設備・広さ（52.4%）、内外装材の質（52.2%）と続く。住環境については、集会所・図書館などの接近性（48.7%）、子供の遊び場・公園などの量・接近性（43.7%）、騒音・大気汚染などの公害（38.1%）、防災性（37.5%）、まわりの道路整備（36.6%）と続く。このように、住宅については、住宅の広さ・スペース、建て方・素材といった住宅の質に対する不満、住環境については、公共的オープンスペースの量とその配置、社会資本・都市生活基盤整備に対する不満度が高い。不満率の高さもさることながら、不満の中身は、居住生活の基本的条件にかかわる

ものであることがわかる。

このアンケート調査が語るように、日本の居住生活の第1の貧困は、居住密度が高すぎることで、つまり世帯人数にとって居住空間が狭いことである。建設省は、居住密度を尺度基準として、「最低居住水準」と「誘導居住水準」の二つの基準を設定する。今、仮に、建設省がすべての世帯にとって満たされるべきと判断する「最低居住水準」をあてはめてみると、1993年調査時点において全国でなお319万世帯、全世帯の7.8%がこの最低水準を満たさない。⁶⁴⁾この最低居住水準未済世帯数は、前回調査(1988年)では、355万世帯(9.5%)であり、5年ごとの調査結果の傾向として、減少傾向にはあるものの、減少幅はしだいに鈍化の傾向にある。しかも、建設省が設定するこの最低ラインは、家庭生活にとっての必要最小限度を必ずしも満たすものではない。夫婦子供2人の4人家族を例にとれば、その場合の最低居住水準スペースは、部屋構成3DK、居住室面積32.5m²(19.5畳)、これに台所、便所等を加えた住戸専用面積44.0m²(内法)となる。これは、旧西ドイツの1人暮らし用社会住宅基準に相当する程度ではない。居住室面積32.5m²(19.5畳)という、DKが4.5畳とすれば、あとは4.5畳の部屋が二つ、6畳の部屋が1つとなるが、これだとダイニングルームで家族全員そろっての食事は難しく、また家具の存在を考えると、家族が集まる団らんの場の確保は容易ではない。

もう一方の誘導基準についていえば、建設省は、第三期住宅建設5ヶ年計画(1991年—95年)においても引き続き、共同住宅世帯を対象とする都市居住型誘導居住水準(4人家族で3LDK、居住室面積59.0m²(36畳)、住戸専用面積82.5m²(50畳・内法))、郊外および地方の戸建住宅居住を対象とする一般型誘導居住水準(4人家族で3LDKS、居住室面積77.0m²(47.0畳)、住戸専用面積112.0m²(67.8畳)、Sは余裕室)の二種の誘導居住水準を設定し、2000年までに半数の世帯がこの基準を満たすことを目

標とする。1993年調査時点での達成率は42.3%であり、三大都市圏では、達成率は33.7%に留まる。建設省の目標は、この達成率を2000年までにそれぞれ50%に引き上げるとのことだが、目標実現のための具体的政策が与えられているわけではない。また、諸外国との比較からしても、誘導基準は、実質のところ最低居住水準に近いと考えられる。とすれば、全国で57.7%、三大都市圏で66.3%の世帯が、貧困あるいは不十分な居住スペースの下にあることになる。

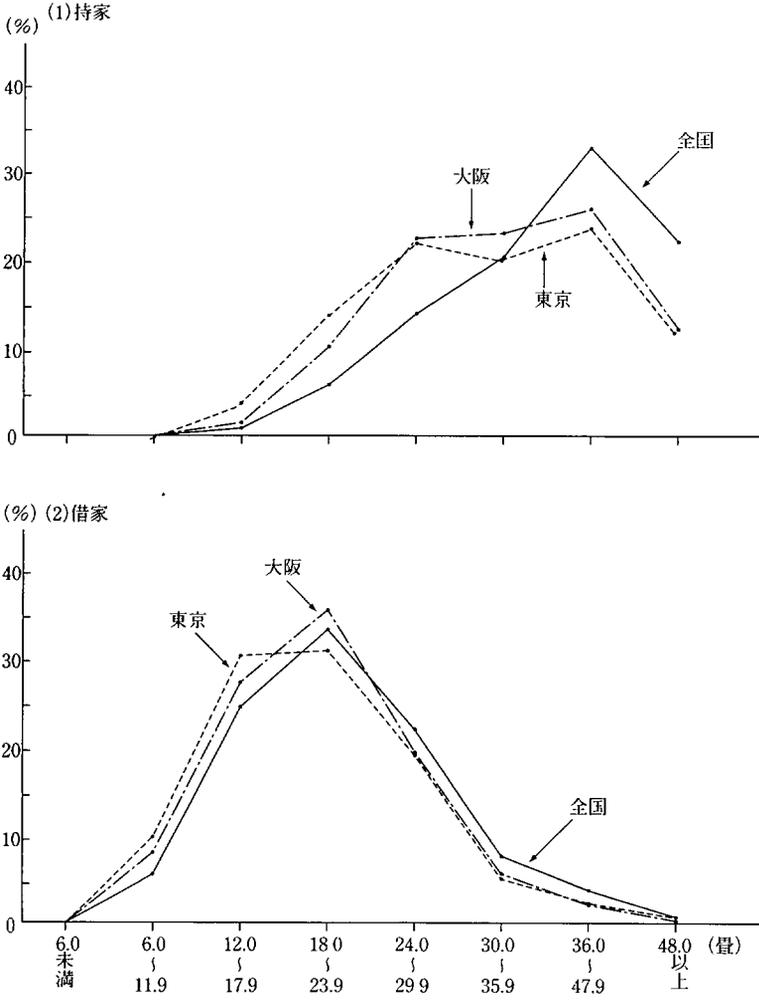
行政当局も貧困と認める最低居住水準未達世帯について、より詳しく、その地域分布をみると、それは三大都市圏に集中する。京浜葉大都市圏に145万1,000世帯(42.9%)、京阪神大都市圏に66万9,000世帯(19.8%)、中京大都市圏に16万6,000世帯(4.9%)、従ってこの三大都市圏に未達住宅の7割近くが集中する。最低居住水準未達世帯を最も多くかかえる京浜葉大都市圏では、未達世帯率も全世帯の15.7%と高い。

さらに、最低居住水準未達世帯を住宅の所有形態別にみると、全国の最低居住水準未達世帯319万の内訳は、公団・公社の借家5.6%、給与住宅7.6%、公営借家12.9%、持ち家15.4%、民営借家53.9%となり、貧困住宅は、圧倒的に借家、なかでも民営借家に集中する。この傾向は、貧困住宅の最大集積地域である京浜葉大都市圏ではさらに強まり、水準未達世帯の61.8%が民営借家に集中する。当該圏では、全主世帯の46.3%、2人以上世帯の36.5%が借家に住むが、その借家世帯の22.5%は最低居住水準に達せず、また借家の70.7%を占める民営借家世帯についてもそのうちの23.5%は最低居住水準に達しない⁶⁵⁾。

誘導居住水準未達世帯についても、最低居住水準未達世帯の場合と同じ分布傾向がみられる。誘導居住水準未達世帯の32.7%は京浜葉大都市圏に集中し、当該圏では全世帯の66.5%(全国58%)の世帯が誘導居住水準未達となる。所有形態別では、誘導居住水準未達世帯の50.6%(全国、

日本型企業中心社会の構造

図1-13 4人世帯（夫婦＋6歳以上の子供2人）の所有形態別居住室面積



(資料) 総務庁「平成5年 住宅統計調査報告」(第1巻全国編、表76、第3巻都道府県編東京都 大阪、表38表)。

京浜葉大都市圏では56.8%)は借家世帯であり、また各所有形態別に誘導居住水準未満世帯の比率をみると、持家48.0(全国、京浜葉大都市圏では57.0%)、借家76.4%(81.5%)、民営借家76.6%(82.1%)となる。⁶⁶⁾

以上は、すべての家族構成を含めての分析であったが、4人世帯(夫婦+6歳以上の子供2人)を例にとり、その居住密度の分布状況をみたのが図1-13である。まず、持家についてみると、分布のピークは、全国、東京、大阪ともに居住室面積36.0~47.9畳帯となる。しかし、東京、大阪では、分布ピークと都市居住型誘導居住水準(居住室面積36畳)未満の30.0~35.9畳、24.0~29.9畳層の分布比率との差はごくわずかであり、そのため実質的な過密居住ラインと考えられる都市居住型誘導居住水準未満世帯が過半数を占める。借家世帯の状況は、さらに深刻である。都市居住型誘導居住水準を満たす世帯比率は、全国でも4.8%にすぎず、東京、大阪では4%に達しない。分布ピークは、全国、東京、大阪とも居住室面積18.0~23.9畳帯にある。4人世帯の最低居住水準居住室面積は、19.5畳であるから、この最低居住水準前後の居住条件に世帯分布の集中ピークが存在するわけである。

居住密度に関して、最後に国際比較データを示すと、1戸当たり床面積(ストック)で、持家の場合、上位からアメリカ165.1m²(1991年)、日本122.08m²(1993年)、旧西ドイツ112.7m²(1987年)、イギリス109.0m²(1988年)、フランス99.3m²(1988年)と続き、借家の場合、上位からアメリカ116.7m²(1991年)、イギリス94.0m²(1988年)、旧西ドイツ69.2m²(1987年)、フランス68.3m²(1988年)、日本45.08m²(1993年)と続く。⁶⁷⁾ データが平均数値のため、持家については、過密居住条件世帯が過半数を超えるという日本の貧困状況は、この国際比較からはみえてこない。しかし、借家についてはちがう。平均数値でみても、日本の借家は、イギリスの借家の半分、旧西ドイツ、フランスとの比較では、日本の借家床面

積は、両国の借家の65%程度であり、日本の借家の居住条件の劣悪さが際立つ。また、日本の場合、持家と借家の居住条件格差は、他国と比べて著しいことがわかる。日本の持家と借家の床面積格差は3倍近い。これに対し、諸外国では、持家と借家の床面積格差は50%前後の範囲内に収まる。

国際比較として、今一つ、1部屋1人以上の過密世帯についての日英比較をみると、イギリスの場合、持家で3.1%、借家で8.5%、全体で4.8%の世帯が1部屋1人以上の過密世帯を形成する。日本の場合、持家3.8%、借家14.3%、全体で7.8%であり、この日英比較においても、日本における借家の居住条件の劣悪さ、貧困な居住条件住宅の借家への集中が窺える。⁶⁸⁾

日本の居住生活の第2の貧困は、住環境の貧しさである。住環境を決定する基本要因として、道路の幅、配置にかかわる道路の整備状況があげられる。ところが、道路整備を待たずして建て物の建築が一般に先行する無計画な街作りがこれまで積み重ねられてきた日本にあっては、この道路整備状況は、混乱の一言に尽きる。人口密度・交通量に比して狭すぎる道路、しかも道路幅が一定せず、ある所では幅が著しく狭まったり、時として道路が鍵型に屈接することもまれではない。多くの生活用道路において、歩道と車道の区別はなく、人は、制限時速を無視する車に身の危険を感じながらの通行を余儀なくされている。歩道設置、また適切な人口密度の確保のためにも最低6m幅以上の道路を設定し、それに接するように住宅敷地を配置していくことが必要であると思われるが、日本では、高層化が進む一方で、敷地に接する道路が6m未満の住宅が、全国で73.5%、東京都では69.1%を占める。敷地が4m未満の道路に接する住宅についても、全国で37.6%、東京都では33.3%存在し、この道路が車道としても使われるとなると、歩道の設置は望むべくもなく、車道としても、通行人にとっ⁶⁹⁾てはかえって危険な一方通行道路とならざるをえない。

道路整備と並んで住環にとって重要となるのが、公園等パブリックスペース、緑地の確保である。これは、道路整備同様、都市防災面からも重要なものである。しかし、無秩序な都市形成、都市膨張を放置してきたため、これらパブリックスペース、緑地空間の確保も後回しにされ、十分なされてこなかった。東京都区部を例としてとり上げれば、そこでの人口1人当たり都市公園面積は、 2.1m^2 (1984年) にすぎない。これは、パリの 12.2m^2 (1984年) の約 $1/6$ 、ロンドン 30.4m^2 (1976年) の約 $1/15$ 、ボン 37.4m^2 (1984年) の約 $1/18$ 、ワシントン 45.7m^2 (1976年) の約 $1/24$ にすぎない。⁷⁰⁾ 都心から、京浜東北線、総武線、中央線、どの方面に1時間電車にのろうと、コンクリート建造物は延々と連なり、緑の田園風景を見ることはできない。緑地空間を宅地化によって無計画につきつぎと押しつぶし、そうした窒息した市街地を鉄道線にそってヒトデ型に外に向かって延々と押し広げる過程は現在も止まない。

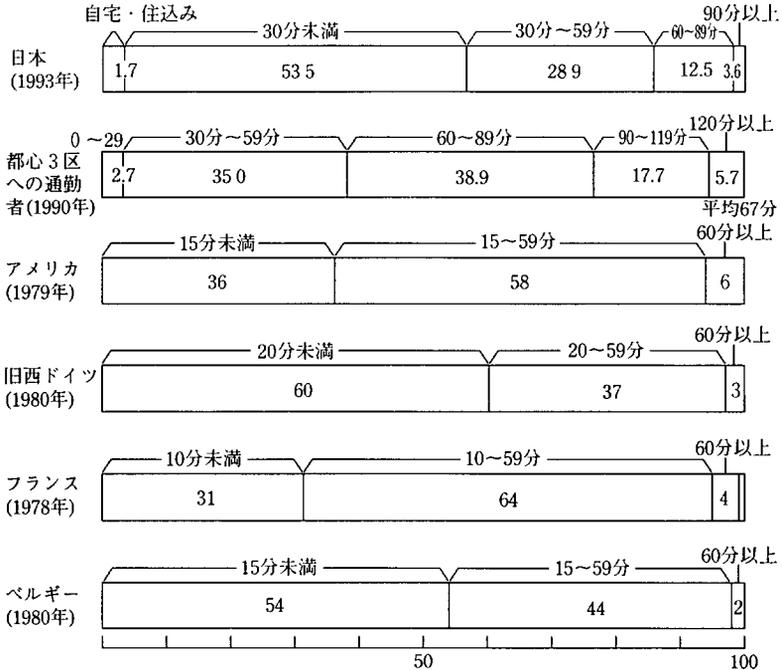
道路幅の狭さ、パブリックスペース不足、プライベート・スペース不足(建ぺい率・容積率高)、こうした過密な都市形成は、当然のこと日照不足をもたらす。湿度の高い日本の気候にあっては、日照不足は衛生、健康問題である。にもかかわらず、日照時間が一日平均3時間未満の住宅が全国で15.1%、東京都では23.1%存在する。日照時間が1時間未満という住宅も全国で3%、東京都で5.6%存在する。⁷¹⁾ 東京都では、日照時間が1日平均5時間以上という住宅は44%でしかない。こうした日本における多数の日照不足住宅の存在は、共同住宅世帯で部屋がすべて北側にあるためではなく、建築物間の空間を十分確保しない過密な都市形成の結果である。

道路整備、公的・私的オープンスペース、および建物の並び方・相互の調和、これら3要素全体としてのバランスが生み出す街の美しさ、これが生活の快適さ(アメニティ)を形成する。このアメニティは、衛生・安全性、利便性ととも、住環境を決定する基本的要素であるが、日本の住環

境の貧しさの最大の原因はこのアメニティ・レベルの低さにある。(財) 連合総合生活開発研究所が、東京在住の旧西ドイツ主婦およびデュッセルドルフ在住の日本人主婦に対して行ったアンケート調査(1989年)によれば、在日ドイツ人主婦の94.4%、在独日本人主婦の93.0%が、旧西ドイツの方が東京よりか住環境に恵まれていると答えている。主な理由は、緑の多さ、街の美しさ、パブリックスペースの十分な確保である。日本の都市計画は大枠的な土地利用規制に留まり、アメニティの形成・維持を保証する機能はもたない。そのため、日本の都市のアメニティ水準は低く、他の先進国との格差は大きい。

住環境の規定要因として最後に、生活上の利便性についていえば、買い物、通学上の利便性という点では、アメニティ問題のような、他の先進国との間の大きな格差は、感じられない。しかし、通勤にかかわる利便性については、大都市圏を中心に、状況は深刻である。図1-14は、日本を含む先進5ヶ国の通勤時間を比較したものである。それによると、日本以外のアメリカ、旧西ドイツ、フランス、ベルギーでは、就業者あるいは雇業者の通勤時間は一般に60分を超えない。60分を超える者の割合は、2% (ベルギー) ~6% (アメリカ) にすぎない。これに対し、日本の場合、60分以上の通勤者が16.1%、90分以上についても3.6%存在する。日本では、首都圏とそれ以外の都市部とでは格差が大きいので、首都圏在住者かつ都心3区への通勤者についてみると、通勤時間60分未満は全体の37.7%にすぎない。都心3区への通勤者の62.3%については、通勤時間が60分を超え、さらに全体の23.4%もの通勤者の通勤時間は90分を超える。国際的にみて、日本、とりわけ首都圏通勤者の通勤時間がいかに長いかがわかる。しかも、首都圏では、都心3区に通ずる京浜東北(上野→御徒町)、山手線(上野→御徒町)、中央線(中野→新宿)、総武線(平井→亀戸)では、ラッシュ時の混雑度が250%(電車が揺れるたびに身体が斜めになっ

図 1-14 各国の通勤時間比較 (男女計)



(注) アメリカ(農業従業者を除く)、旧西ドイツ、ベルギーは従業者、日本、フランスは短時間者、日本都心3区への通勤者は従業者。
 (資料) 『平成5年「住宅統計調査報告」(第1巻)全国編、第117表』、
 運輸省「平成2年「大都市交通センサス」(総集編参考資料、P.71)」、
 OECD Living Condition in OECD Countries, 1986 Table 11.1 (P.85)

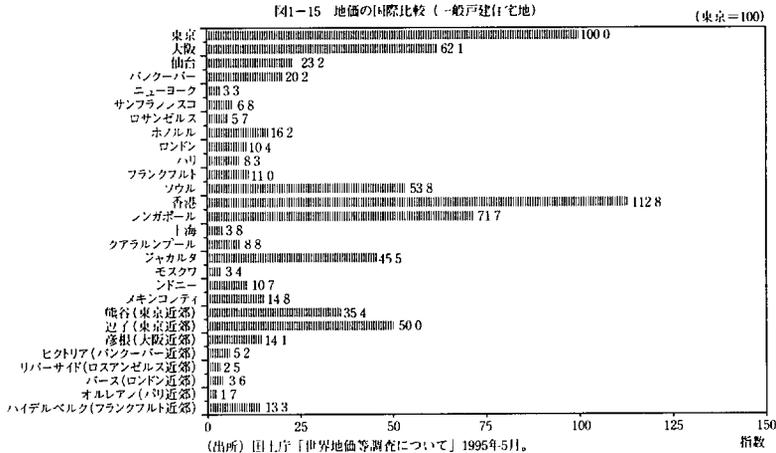
て身動きができず、手も動かない状況)を超える。⁷³⁾

このように、GNP 大国日本の勤労者の居住生活は、住宅そのものの広さ、住宅をとりまく住環境要因としてのアメニティ、職場へのアクセス(通勤の利便性)、これら3条件において、とりわけ貧困な水準にあり、他の主要国と比較した居住条件の質的格差には歴然としたものがある。こうした日本の居住生活の貧しさの原因は、高すぎる地価に集約表現される土地問題にあり、さらに突き詰めていけば、この土地問題を引き起こしてき

た市場誘導型土地政策にある。大都市部を初め日本では持家についても誘導居住水準未満のスペース不足世帯が5割前後を占める。その直接の原因は地価にある。西ドイツ地区においても、またイギリスにおいても、戸建住宅の総コストに占める土地代のシェアは大方30%を下回るが、日本では、土地代が総住宅のコストの60~80%を占め、この土地代が住宅価格全体を押し上げ、住宅の質の低下を招いているのである。1980年代後半の土地ブーム後、1991年以降の地価の値下がりにあわせてマンション価格も1992年以降下落するが、それでも1994年現在、東京多摩地区のマンション(66.32m²)価格は4,629万円で、これは都内勤労者世帯の平均年収805万円の5.8倍に相当し、一般にいわれる購入限度である年収の5倍を上回⁷⁴⁾る。しかも、この4,629万円のマンションの床面積63.32m²は、3人世帯用都市居住型誘導居住水準75m²(住戸専用面積)をも大きく下回る。

また、高すぎる地価、その結果としての高住宅価格、しかも不十分な公共住宅政策の下で、多くの勤労者は、民営借家を選択せざるをえない。東京都を例にとれば、雇用者の62.4%は借家に、しかもそのうちの67%、⁷⁵⁾従って雇用者全体の41.7%は民営借家に住む。高地価は、勤労市民の民営借家需要を逼迫化せざるをえない。しかし、他方で政府は民営借家に対する政策をもたず、民営借家は市場メカニズムに委ねられてきた。その結果が、劣悪な居住条件、高家賃の民営借家の大量供給である。

さらに、高い地価は、勤労者の住宅需要を郊外から郊外へと押しやり、通勤時間を延長する。その一方で、郊外への宅地需要の波及は、郊外の地価を引き上げ、新市街地での社会資本整備を財政負担面で困難とする。もっとも、社会資本整備の遅れは、基本的に、社会資本整備に対し宅地化が先行するという都市建設手続上の混乱による。しかし、いずれにせよ、高地価による住宅敷地面積の切りつめ、社会資本整備を伴わない宅地化の進



行、結果は、アメニティ上の欠陥をかかえた都市膨張である。

このように、高すぎる地価は、勤労者の居住生活の豊かさを阻む直接かつ最大の原因をなすが、地価水準の国際比較は、この日本の地価水準の異常さを改めて浮き彫りにする。図1-15は、OECD購買力平価（1993年）により諸外国の地価を円に直し、東京を100とする、一般戸建住宅地価格の国際比較を示す（調査対象期間1991年1月—94年1月）。図中、香港の地価は112.8と東京を上回る。しかし、これは、香港では民間戸建住宅は希少性があり、グレードも高く、一般庶民の枠外のものであるという特殊事情による。また、シンガポールの地価も71.7と国際的に高いが、これも同様の理由による。問題の東京の地価は、ニューヨークの約30倍、パリの約12倍、ロンドンの約10倍である。他の主要先進国と日本の間のような地価水準の格差は、とても土地の限界生産性の相違によって説明できるものではない。ソウル、ジャカルタの地価は、東京の半分程度の水準にあり、国際的には高い部類に入る。これは、両都市が都市形成の点で東京と共通項を多くもつためと考えられる。

それでは、首都圏を中心に、日本の地価はなぜかくも高いのか。第1の

原因は、首都圏への一極集中、産業・人口の都市集中であり、第2は、その過度の集中がもたらす土地需給の逼迫圧力の下で、しばしば繰り返される土地投機ブームである。首都圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）には、全国事業所の23.4%（1991年）、就業人口の26.6%（1992年）、人口の25.9%が集中する⁷⁶⁾。そして、東京には、中央官庁と大手企業の本社が集中する。上場企業の56.1%は東京を中心に周辺首都圏に本社を置く（1988年）。この中央行政機能と本社機能の東京集中、これら情報、意志決定機能の東京集中が吸引力の核となり、種々の業務活動の首都圏への集中、それに伴う就業人口、人口一般の集中、社会文化活動の集中をもたらし、そしてこれら集中諸要因が相互に作用し、首都圏への一極集中、都市膨張が進んできた。こうした都市部への業務、人口の無計画的集中が、土地需給をタイトにし、そしてまた土地投機をきわめて容易なものとするのである。

しかし、日本（東京）の地価が国際的に際立って高いところからも窺えるように、日本の首都圏一極集中、また数年で地価が2~3倍化する投機ブームは、先進国にあってきわめて例外的な存在をなす。一般に、土地の私有制が認められ、土地が商品化している下では、バランスのとれた地域発展は難かしく、中央官庁と本社機能の集中が一旦成立すると、以後、それを核として、経済活動、人口の特定地域への集中は避けがたい。しかし、他の先進国にあっては、集中にしても、土地ブームにしても、日本に比べれば、落ち着いた動きを示す。なにゆえ、日本では、これほどまでに一極集中が進み、また社会を揺がす大規模な土地投機ブームが再々発生するのであろうか。それは、結局、土地の商品化の程度が西欧と日本とでは大きく異なるからである。西欧先進国では、土地の商品化といっても、土地利用・開発規制を初めとする諸政策により、土地の私物化・商品化に対する厳しい規制・波止めがかけられている。これに対し、日本では、規制が緩く、土地の商品化は、事実上、野放し状態にある。

土地の商品化が進めば、進むほど、土地利用決定における企業・資本優位の構造は強まる。首都圏一極集中の焦点・中心点ともいべき都心3区、あるいは5区についてみれば、1975年から94年にかけての約20年間に、オフィス床面積は3区で2.2倍、5区で2.3倍に増加した⁷⁷⁾。その過程で、これら都心区では、土地利用について、住宅および工業用途から商業用途への大幅な変更が行われた。1977年から1993年にかけて、商業用途地面積は、千代田区で398,000m²、中央区で195,000m²、港区で1,855,000m²、新宿区で435,000m²、文京区で94,000m²の増加をみる。その一方で、住宅用途地面積は、242,000m²増加の中央区を除き、千代田区で393,000m²、港区で1,100,000m²、新宿区で638,000m²、文京区で136,000m²それぞれ減少した。中央区、港区では、工業用途地面積の減少も大きく、港区では、住宅用途地面積の減少幅1,100,000m²と商業用途地面積増加幅1,855,000m²との差の大きさからみて、工業用途地の商業用途地への大規模な転換が推測される⁷⁸⁾。

この都心区における住宅用途地の大幅な減少と商業用途地の大幅な増加という事実経過は、土地の商品化が、マネーの力、資本の力の論理による土地利用決定に他ならないことを証明するものである。こうした資本の論理優位の都市形成の結果が、首都圏一極集中である。日本のような、土地の商品化の野放し状態にあっては、居住スペース、オフィス・生産活動スペース、公共スペース、これら三者間のバランスなど考慮される保証はなく、都市形成は、ただマネー・資本の論理に従うことになる。土地利用が市場メカニズムによって決定される結果、極端な一極集中が進行し、居住、産業、公共、これら三空間利用のアンバランスが生まれ、その最大のツケが、地価高騰、アメニティ崩壊という形で居住空間にまわされることになる。

かくして、日本の勤労者の貧困な居住生活の根本には、この土地の行き

過ぎた商品化，つまり経済活動のみならず生活の場でもある土地に対する市場メカニズム支配が存在するのである。それゆえ，ただ規制緩和を唱える一部経済学者の主張とは，まったく逆に，豊かな居住生活の実現は，土地の商品化に対する規制，土地の私物化に対する公共的配慮に基づく規制，無計画性に対する計画性の確立なくしてはありえない。⁷⁹⁾

日本の経済成長率は，戦前，戦後を通じて国際的に高いものであった。終戦後，GNPに代表される経済競争力は，わずか20数年にして西欧先進国へのキャッチアップを果し，その後のアメリカ経済へのキャッチアップは，1980年代の日米経済摩擦を生み出すことになった。経済成長率，欧米先進国への産業競争力面でのキャッチアップ・スピードは，その限りで日本の経済・社会構造がきわめて効率的なものとして作り上げられてきたことを証明する。しかし，その高い成長率，猛烈なキャッチアップ・スピードを実現する日本の経済・社会は，同時にまた，資本 vs. 労働者，あるいは企業 vs. 市民生活といった両者への成果配分において大きなアンバランスを伴うものであった。GNP世界第2の経済大国化，大手独占企業は次々と世界的大企業へのランク入りを果す一方，欧米主要国と比較して，日本の労働時間は，年間で数百時間単位で長く，その長時間労働に対する労働分配率は相対的に低く，そして労働者の居住生活は著しく貧しい。真の豊かさを感じないとの人々の訴えは，こうしたGNP大国と労働者個人の生活水準との間のギャップ，あるいは，西欧一般労働者の生活状況と日本の労働者の生活状況との間のギャップにその正当なる根拠をもつ。これら経済成長，キャッチアップ・スピードにおける日本経済・社会の効率性と，労資間成果配分における一種のアンバランスは，偶然の一致ではなく，両者は相互に前提し合うものとして表裏一体の関係にある。高い経済成長率を実現し，効率よくキャッチアップを達成する経済・社会構造は，同時に，労資間・階級間での成果配分に著しいアンバランスをもたらし，また

逆に、この成果配分のアンバランスに支えられた構造でもある。それでは、そのキャッチアップ効率的な経済・社会構造、あるいは欧米資本主義と比較して著しい成果配分の階級間アンバランスを生みだす経済・社会構造とは具体的に何か、それが次章以下の課題である。

- 1) カレル・ヴァン・ウォルフレン『人間を幸福にしない日本というシステム』（毎日新聞社、1994年）、38頁、171頁。
- 2) 日本銀行『日本経済を中心とする 国際比較統計』（各年版）による。
- 3) 同書（1994年）。
- 4) 同書（1994年）。
- 5) 経済企画庁『経済白書』（1995年版）、参考資料による。
- 6) 『日本経済を中心とする 国際比較統計』（1994年）による。
- 7) BIS, *International Banking and Financial Market Developments*, May 1995, Table 14 (p. 52), Do, *64th Annual Report*, 1994, p. 90, および大和総研『一目でわかる「世界の中の日本の経済地図」』（日本実業出版社、1992年）、60-63頁参照。
- 8) *Fortune*, August 1961.
- 9) *Fortune*, August 1971.
- 10) *Fortune*, August 1981.
- 11) *Fortune*, August 1995.
- 12) *The Banker*, July 1995.
- 13) 富士銀行を例にとると、1989年度国際業務部門のウェイトは、資産残高の48%、貸出残高の29%、業務粗利益の17%を占める（鈴木正俊編『金融業の国際化』日本経済研究センター研究報告、No. 73, 1991年3月、31頁）。
- 14) 伊藤忠明「銀行業の海外進出」、鈴木正俊、前掲編書、37頁。
- 15) 石川経夫「家計の富と企業の富」（西村清彦・三輪芳朗編『日本の株価・地価』東京大学出版会、1990年）、図2（240頁）、付表1（259頁）、付表3（261頁）参照。
- 16) 経済企画庁『長期適及推計 国民経済計算報告（昭和30年～昭和44年）』、および『国民経済計算年報』（1995年版）より算出。

- 17) 運輸省『平成2年 大都市交通センサス』（首都圏報告書，総集編，1992年），165頁。
- 18) （財）連合総合生活開発研究所『五ヶ国生活時間調査報告書』1991年，第II-1表（80-81頁），第II-2表（82-83頁）。
- 19) 先の『平成2年 大都市交通センサス』によると，都内23区内への通勤・通学者・立ち寄り者のうち，午後7時で同区内に残っている人の割合は約5割，また3大都市圏域全体で帰宅者が全通勤・通学者の半数に達するのは，午後8時台である（206頁，209頁）。
- 20) NHK『国民生活時間調査』（1990年度）によると，国民全体の生活必需行動時間は，10時間24分，男性勤め人は10時間7分，女性勤め人は10時間1分である。
- 21) 非農林業就業者・男子の年間総実労働時間が2,600時間を超えていた1980年代前半の時期に実施された「第2回 健康と生活に関する調査」（全国建設関連労協）によれば，最も多い帰宅時刻は男性で午後9時～10時の間，女性でも7時～8時の間であった（暉峻淑子『豊かさとは何か』岩波新書，1989年，126頁）。
- 22) 過労死の医学的説明については，上畑鉄之丞「過労死問題の医学的考察」（『日本の科学者』Vol. 28, No. 4, 1993年），また過労死の現状については，川人博『過労死と企業の責任』（労働旬報社，1990年），千葉英之「ルポ 過労死は企業殺人だ」（『THIS IS 読売』1991年2月号），全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か』（教育史料出版会，1991年），過労死弁護団全国連絡会議編『過労死』（講談社文庫，1992年），川人博『過労死社会と日本』（花伝社，1992年），徳永芳郎，前掲論文を参照。労働時間全般にわたる分析については，森岡孝二『企業中心社会の時間構造』（青木書店，1995年）参照。
- 23) 徳永，前掲論文，48頁。
- 24) 森岡，前掲書，26-27頁。
- 25) 川人博『過労死と企業の責任』，58-59頁。
- 26) 森岡，前掲書，24頁。
- 27) 徳永，前掲論文，16頁。
- 28) 川人博『過労死社会と日本』，204頁。
- 29) 徳永，前掲論文，62頁。

- 30) 経済企画庁『経済成長と所得分配』(1987年), 31頁, および藤本武『国際比較 日本の労働者』(新日本出版社, 1990年), 82頁参照.
- 31) サービス残業については, 森岡(前掲書, 第3章, 第5章), 福島利夫「労働時間の国際比較にみる日本社会の特質」(『経済科学通信』第70号, 1992年7月), 経済企画庁『個人生活優先社会をめざして』(1991年, 137頁)参照.
- 32) 藤本(前掲書, 65頁), 『労働白書』(1990年版, 227頁)による.
- 33) 労働省『平成5年 賃金労働時間制度等総合調査報告』(1993年, 22頁)による.
- 34) 同書, 14-15頁による.
- 35) 同書, 17頁参照.
- 36) 藤本, 前掲書, 52頁参照.
- 37) 徳永, 前掲論文, 85-86頁による.
- 38) 『労働白書』(1992年版), 211頁による.
- 39) 西村清彦・井上篤「高度成長期以後の日本製造業の労働分配率: 「二重構造」と不完全競争」(石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会, 1994年), 104頁.
- 40) 吉川洋「労働分配率と日本経済の成長・循環」(『日本の所得と富の分配』). 氏は法人企業部門労働分配率を次の式によって求める.
- $$\frac{\text{雇用者所得} - \text{個人企業の雇用者所得} - \text{公務員給与と所得}}{\text{民間法人企業所得} + \text{家計に支払われた利子・配当} + (\text{分子})} \quad (119 \text{ 頁})$$
- この式は, 法人企業の付加価値に対する賃金支払の比率を意味し, 吉川氏の定義式の特徴は, 雇用者所得から個人企業部門で雇用されている人々の賃金, および公務員給与を控除し, より正確な民間法人企業部門の労働分配率を求めようとした点にある.
- 41) 同論文, 137頁.
- 42) 数値は, 製造業・全労働者・男女計のもの. 労働省『賃金統計総覧』(1995年版), 383頁による.
- 43) 各国労働報酬は, U. S. Department of Labor, *Hondbook of Labor Statistics*, 1989 および Do, *Monthly Labor Review*, Jan. 1995 による. 購買力平価は, 経済企画庁『物価レポート'94』による.
- 44) カルテルによる価格つり上げメカニズムについては, 拙著『現代市場経済

とインフレーション』同文館出版，1992年，第5章参照。

- 45) 個人企業主・家族従業員の労働所得を推計して労働分配率を求める一つの仕方として，

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{雇用者所得}}{\text{国民所得}} \times \frac{\text{雇用者数} + \text{自営業主数} \times A + \text{家族従業員数} \times B}{\text{雇用者数}}$$

がある。ここで，A，Bは0～1のウェイトを表す。A=B=1の場合，これは自営業主，家族従業員ともに労働所得は雇用者所得（1人当たり）に等しいということの意味し，従って，その場合①式は，

$$\textcircled{2} \quad \frac{1\text{人当たり雇用者所得} \times \text{就業者数}}{\text{国民所得}}$$

となる。

個人企業所得を控除して労働分配率を求める定義式としては，

$$\textcircled{3} \quad \frac{\text{雇用者所得}}{\text{国民所得} - \text{個人企業所得}}$$

がある。分母は，法人企業所得+財産所得に等しい。③式分子の雇用者所得には，法人企業雇用者所得だけではなく，個人企業雇用者所得，および公務員給与が含まれる。それゆえ，③式分子の雇用者所得を法人企業雇用者所得に限定して労働分配率を求めると，

$$\textcircled{4} \quad \frac{\text{雇用者所得} - \text{個人企業雇用者所得} - \text{公務員給与}}{\text{民間法人企業所得} + \text{家計が受けとる利子・配当} + (\text{分子})}$$

となる。これは，吉川氏が用いた定義式である。さらに，国民所得から，個人企業所得だけではなく，財産所得，公的企業所得をも控除して，労働分配率を定義する

$$\textcircled{5} \quad \frac{\text{雇用者所得}}{\text{雇家者所得} + \text{法人企業所得}}$$

がある。このように，労働分配率については，個人企業所得の処理の仕方の相違により，いくつかの定義式が考えられる。

- 46) OECD, *National Accounts 1980-1992*. による。なお，OECD統計の政府固定資本形成には土地購入は含まない。
- 47) 自治大臣官房地域政策室編『行政投資』（地方財務協会，1993年），18頁参照。
- 48) わが国の住宅政策，および住宅政策の国際比較については，拙書『土地の

- 商品化と都市問題』(同文館出版, 1993年)を参照. また, イギリスの住宅政策については, 拙稿「イギリスの住宅政策」(『住宅問題研究』Vol. 10, No. 2, 1994年6月), および大泉英次「イギリス住宅経済とアフォーダビリティ危機」(『経済理論』(和歌山大学)第265号, 1995年5月)を参照.
- 49) 各国の社会保障給付額は, 社会保障研究所「社会保障費 国際比較基礎データ」(『季刊 社会保障研究』Vol. 30, No. 4, Spring 1995)による.
- 50) 厚生省『中高年者の生活実態』(1992年), 30頁を参照.
- 51) 厚生省『社会保障入門』(1994年版), 183頁参照.
- 52) 同書, 15頁参照.
- 53) 武川正吾氏は, 住宅手当制度の不備を日本の社会保障の3大問題の1つに数える(「社会保障制度の体系化のために」『季刊 社会保障研究』Vol. 29, No. 1, Summer 1993年), 10頁.
- 54) 佐藤進「在宅ケア推進をめぐる法制度政策の現状と課題」(『ジュリスト』増刊号, 1993年4月), 27頁参照.
- 55) 佐藤進「老人保健法一部改正と今後の課題」(『ジュリスト』No. 992, 1991年12月15日号), 58頁参照.
- 56) 伊藤周平「公的在宅福祉サービスの現状と政策的課題」(『季刊 社会保障研究』Vol. 29, No. 2, Autumn 1993), 143頁参照.
- 57) 武川正吾「イギリス」(『ジュリスト』増刊号, 1993年4月), 225頁, および廣瀬真理子「オランダ」(同書), 230頁, 232頁参照.
- 58) 『朝日新聞』1995年7月4日, 6日.
- 59) 廣瀬, 前掲論文(230頁), 菊池幸子「北欧諸国」(『ジュリスト』増刊号, 1993年4月, 219頁), 本間信吾「ノルウェーの老後保障政策」(『海外社会保障情報』No. 80, Sep., 1987年, 19頁, 佐藤進『世界の高齢者福祉政策』(新訂版, 一粒社, 1992年, 57頁)参照.
- 60) 五十嵐敬喜・小川明雄『議会一官僚支配を超えて』(岩波新書, 1995年), 22-23頁.
- 61) 日本については, 法人税, 法人道府県民税, 法人市町村民税, 法人事業税の合計, ドイツについては, 法人税と営業税の合計.
- 62) IMF, *Government Finance Statistics Yearbook*, 1994, および大蔵省『財政金融統計月報』(租税特集, 各年版)より算出.

- 63) 法人税については、注 62 の文献、賃金、間接報酬、国民所得、個人企業所得については、日本銀行『日本経済を中心とする国際比較統計』（各年版）による。
- 64) 総務庁『平成 5 年 住宅統計調査報告』（第 1 巻，全国編，1995 年）による。
- 65) 総務庁『平成 5 年住宅統計調査 速報集計結果』（1994 年 7 月），第 15 表による。
- 66) 同上，表 15 による。
- 67) 住宅金融公庫『海外住宅 DATA-NOW』（②，1995 年，No. 1），85 頁および『平成 5 年 住宅統計調査報告』（第 1 巻，全国編），第 77 表による。
- 68) 『海外住宅 DATA-NOW』（②，1995 年，No. 1），112 頁，『平成 5 年住宅統計調査報告』（第 1 巻，全国編），第 80 表による。
- 69) 『平成 5 年 住宅統計調査報告』（第 1 巻全国編，第 63 表，第 3 巻都道府県編東京都，第 29 表）参照。
- 70) 五十嵐敬喜・野口和雄監修『図説 ニッポン土地事情 '90』（自治体研究社，1990 年），46 頁参照。
- 71) 『平成 5 年 住宅統計調査報告』（第 1 巻全国編，第 62 表，第 3 巻都道府県編東京都，第 32 表）参照。
- 72) 建設省住宅局住宅政策課監修『住宅経済データ集』（1994 年度版），146 頁参照。
- 73) 三井不動産株式会社『不動産関連統計集』（第 17 集，1994 年），207 頁参照。
- 74) 東京都『東京の土地 1994（土地関係資料集）』，14-15 頁参照。
- 75) 『平成 5 年 住宅統計調査報告』（第 3 巻都道府県編東京都），第 43 表参照。
- 76) 日本銀行『都道府県別経済統計』（1994 年版）参照。
- 77) 『東京の土地 1944』，付表 1-1（131 頁）参照。
- 78) 同上書，および『土地関係資料集』（1987 年度）参照。
- 79) 土地の商品化という視点に基づく，都市問題の原因説明，および政策批判について，詳しくは，拙著『土地の商品化と都市問題』（同文館出版，1993 年）参照。